

桂川町告示第11号

令和6年第1回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年2月20日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 令和6年3月5日

2 場 所 桂川町議会議場

---

○開会日に応招した議員

林 英明君	下川 康弘君
柴田 正彦君	杉村 明彦君
大塚 和佳君	吉川紀代子君
北原 裕丈君	竹本 慶吉君
原中 政廣君	青柳 久善君

---

○3月11日に応招した議員

---

○3月12日に応招した議員

---

○3月21日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

令和6年3月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告  
(1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告  
(1) 保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究について
- 日程第5 議会広報委員長報告  
(1) 議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 同意第1号 桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任
- 日程第7 承認第1号 桂川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 承認第2号 令和5年度桂川町一般会計補正予算(専決第3号)
- 日程第9 承認第3号 令和5年度桂川町水道事業会計補正予算(専決第1号)
- 日程第10 承認第4号 令和5年度桂川町一般会計補正予算(専決第4号)
- 日程第11 議案第1号 町道路線の変更、廃止及び認定
- 日程第12 議案第2号 桂川町消防団員の定員、任用、分限、懲戒及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第13 議案第3号 桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定
- 日程第14 議案第4号 桂川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第15 議案第5号 桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第16 議案第6号 桂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第17 議案第7号 桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第18 議案第8号 桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

- 準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第19 議案第9号 桂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第20 議案第10号 桂川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第21 議案第11号 令和5年度桂川町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第22 議案第12号 令和6年度桂川町一般会計予算
- 日程第23 議案第13号 令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第24 議案第14号 令和6年度桂川町土地取得特別会計予算
- 日程第25 議案第15号 令和6年度桂川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第26 議案第16号 令和6年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第17号 令和6年度桂川町水道事業会計予算
- 日程第28 報告第1号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解
- 日程第29 報告第2号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告  
（1）道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告  
（1）保育教育環境整備及び奨学金制度の調査研究について
- 日程第5 議会広報委員長報告  
（1）議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 同意第1号 桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任
- 日程第7 承認第1号 桂川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第8 承認第2号 令和5年度桂川町一般会計補正予算（専決第3号）
- 日程第9 承認第3号 令和5年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）
- 日程第10 承認第4号 令和5年度桂川町一般会計補正予算（専決第4号）
- 日程第11 議案第1号 町道路線の変更、廃止及び認定
- 日程第12 議案第2号 桂川町消防団員の定員、任用、分限、懲戒及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第13 議案第3号 桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定

- 日程第14 議案第4号 桂川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第15 議案第5号 桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第16 議案第6号 桂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第17 議案第7号 桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第18 議案第8号 桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第19 議案第9号 桂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第20 議案第10号 桂川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第21 議案第11号 令和5年度桂川町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第22 議案第12号 令和6年度桂川町一般会計予算
- 日程第23 議案第13号 令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第24 議案第14号 令和6年度桂川町土地取得特別会計予算
- 日程第25 議案第15号 令和6年度桂川町国民健康保険特別会計予算
- 日程第26 議案第16号 令和6年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第17号 令和6年度桂川町水道事業会計予算
- 日程第28 報告第1号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解
- 日程第29 報告第2号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解

---

出席議員（10名）

1番	林 英明君	2番	下川 康弘君
3番	柴田 正彦君	4番	杉村 明彦君
5番	大塚 和佳君	6番	吉川紀代子君
7番	北原 裕丈君	8番	竹本 慶吉君
9番	原中 政廣君	10番	青柳 久善君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	横山 由枝君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
建設事業課長補佐	横山 龍一君	住民課長	山本 博君
会計管理者	北原 義識君	税務課長	古野 博文君
保険環境課長	永松 俊英君	健康福祉課長	川野 寛明君
産業振興課長	小金丸卓哉君	子育て支援課長	江藤 栄次君
水道課長	秦 俊一君	学校教育課長	平井登志子君
社会教育課長	原田 紀昭君	王塚装飾古墳館長	尾園 晃君
社会教育課長補佐	吉貝 英貴君		

---

午前10時00分開会

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和6年第1回桂川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

---

日程第1. 署名議員の指名

○議長（林 英明君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、3番、柴田正彦君、4番、杉村明彦君を指名します。

---

日程第2. 会期の決定

○議長（林 英明君） 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月21日までの17日間にしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月21日までの

17日間に決定しました。

これより、町長に行政報告、令和6年度の施政方針及び提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） おはようございます。

今年は、新年早々、能登半島地震が発生し、お正月の御家族団らんの楽しみが一瞬にして大災害に見舞われました。懸命の復旧活動が展開されていますが、いまだに多くの方が避難生活を余儀なくされているのが現状です。一日も早く、安全で安心して暮らせる生活を取り戻されますよう願っています。

なお、福岡県の重点支援は穴水町とされ、職員の派遣要請が来ていますので、積極的に取り組んでいきたいと考えています。

それでは、これまでの主な行政報告、令和6年度施政方針及び本日御提案します議案等の提案理由について御説明いたします。

初めに、本年度の退職職員は5名ですが、いずれも定年に伴う退職ではなく、自己都合によるものです。このため、4月1日付採用予定者は欠員になっている建築技術員1人を含め6名を内定しています。

次に、全国的な傾向として消防団員の減少による地域防災力の低下が懸念されています。このような状況の中、桂川町消防団員の定員、任用、分限、懲戒及び服務等に関する条例の一部を改正し、現行の「町内に居住又は勤務する人」以外の入団について、新たな規定を追加した条例改正案を上程していますので、よろしくお願います。

次に、地方自治法の一部改正により、令和6年度から、会計年度任用職員の勤勉手当を支給することが可能となりましたので、新たに勤勉手当を支給するための条例改正を上程しています。

次に、本町におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進し、町民の利便性向上や暮らしの快適さを高める暮らしのDXとして、自治体公式LINEの導入及び国が示す情報システムの標準化・共通化の取組を進めてまいります。

次に、令和5年度のふるさと応援寄附金は、総務省の適正基準の改正によりルールが厳格化されましたが、本年1月末時点での寄附件数は4,359件、金額では5,062万3,000円で、前年度同月比は件数で11.5%、金額では27.3%増えています。しかし、年度当初の目標1億円には遠く届かず、このため、抜本的なてこ入れを行い、6年度から新たなスタートが切れるよう準備を進めているところです。

ふるさと応援寄附金事業は、町の自主財源確保に直結するとともに、町の認知度アップや地域経済の活性化に資する幅の広い施策です。町内産の返礼品の開発・掘り起こしやクラウドファンディング方式の導入など、積極的な事業推進を図ってまいります。

次に、桂川町誌編さん事業については、企画財政課内に町誌編さん準備係を置き、取組を進め

てまいりました。これまでに町誌編さん事業推進本部を立ち上げ、町誌編さんの基本方針及び編さん計画を策定したところです。

現在の桂川町誌は、昭和42年の刊行から50年以上が経過しており、この間、本町はエネルギー政策の転換に直面したり、平成の市町村合併協議会からの離脱など、大きな時代の転換期に遭遇しながら、まちづくりを推進してきました。

現存する資料等を改めて整理し見直すとともに、郷土の歴史や文化を記録することにより、町民の皆様のふるさとの理解と郷土愛を深め、町民共有の財産として、今回、「新修・桂川町誌」を編さんしようとするものです。

令和6年度から10年度までの5年間の取組として計画し、継続費の設定などについて予算計上していますのでよろしくお願いします。

次に、県道豆田稲築線（九郎丸工区）の道路改修については、事業着手から5年目を迎えることとなり、福岡県飯塚県土整備事務所において、道路用地の買収協議が進められているところです。

道路工事に着手するためには、用地買収が不可欠であり、桂川町としましても地元協議等について支援を行い、事業の推進を図ってまいります。

次に、令和5年度に実施した空き家実態調査の結果、5年前に比べ89件増加しています。こうした状況に鑑み、令和6年度から、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく計画の策定に取り組んでまいります。計画策定に当たっては、関係機関との連携を図るとともに、新たに設置する空き家対策協議会の協力を求めたいと考えています。

次に、町道土居瀬戸線——土居四角から桂川郵便局駐車場付近まで、の道路改良については、令和5年度に道路の測量調査と設計委託を行い、計画を進めています。令和6年度は引き続き用地買収等に取り組むたいと考えています。

また、町道豆田瀬戸線の道路改良工事については、桂川駅と国指定特別史跡王塚古墳を結ぶ主要な道路として、また、町のシンボリックな道路として、交通の利便性を確保するとともに、町のイメージアップにつながるよう拡幅改良計画に取り組んでいきたいと考えています。

次に、町道笹尾2号線の道路災害復旧工事については、道路法面と宅地との高低差が7m以上に及ぶことや崩壊した土が粘土質の盛り土であること、加えて天候上の影響もあって奮闘しているところです。生活道路の復旧に向けて、取り組んでまいります。

次に、町営土師団地——敷地面積約4,800m<sup>2</sup>については、全ての入居者が二反田団地に移転したことから、令和6年度に解体工事を行う計画です。跡地利用については、今後、有効な方法を検討してまいります。

次に、地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、昨年12月22日付で

関係条例を専決処分しました。このことにより、3月1日から本籍地が遠くにある方でも、役場窓口で戸籍証明書が請求できるようになっています。

次に、本町の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案を提出しています。改正の主な内容は、町が回収した廃棄物の中で再生利用の対象になる品物の所有権は町に帰属すること及び本町が直営で実施していないし尿収集業務の料金表を削除するものです。

また、令和6年度から合併処理浄化槽の設置推進を図るため、国・県の補助金を活用し、くみ取り便槽や単独処理浄化槽の撤去費用等を助成する事業に取り組んでまいります。

次に、ふくおか県央環境広域施設組合では、一般廃棄物処理施設の建設に向けて、地元との協議が続けられているところです。令和6年度は、施設整備基本計画並びに事業スケジュールにのっとり、一般廃棄物処理施設の建設に係る事業者選定委員会を開催し、検討・協議を進めていく予定です。

また、余熱利用について地元の皆様の御意見をお聞きし、方向性を取りまとめていきたいと考えています。

次に、大将陣の中腹に計画されている産業廃棄物処理施設の動向については、昨年末に、福岡金属工業の委託を受けた一般財団法人九州環境管理協会から、大将陣公園に風向・風速計を設置したという連絡が入っています。事業者が現地での環境調査を追加し、データ収集を実施するためのものと思われます。

本件については、議会でも特別委員会が設置されるなど、町民の皆様の関心が高い案件であり、県、飯塚市と連携して取り組んでまいります。

次に、本町が加盟している福岡県介護保険広域連合の介護保険料は、高齢者1人当たりの介護給付費の実績に応じて、A・B・Cの3グループに分けられています。令和6年度から8年度までの3年間は第9期に当たり、本町は引き続きBグループとなる見込みです。

次に、現在、策定作業を進めております第9期高齢者福祉計画、第3期障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画については、それぞれの推進協議会委員の協議を頂き、現在、最終的な取りまとめ作業を行っているところです。完了しましたら、ホームページ等を通じてお知らせし、計画の実行に努めてまいります。

次に、桂川町、飯塚市、嘉麻市、飯塚医師会で共同運営しています飯塚急患センターの小児科については、医師の働き方改革に伴い、飯塚医療圏の救急医療体制について協議した結果、本年4月1日から、飯塚市立病院で行うことになっています。

次に、児童福祉法の改正により、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の一体的な相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置に努めることとされました。これに伴い、4月1日から健康福祉課内にこども家庭センターを併設し、妊産婦や子育て家

庭への支援に努めてまいります。

次に、令和5年度のプレミアム付商品券については、紙券・電子券合わせて1万3,000セットを発行し、1万2,383セットが販売されました。

プレミアム分の30%を含めた販売総額は1億6,097万9,000円で、このうち1億6,051万2,585円、99.7%が利用されています。

また、令和6年度のプレミアム付商品券の発行については、県の対応を注視し、商工会と協議を行い、町民の皆さんの購買意欲の喚起及び地域商工業者の支援を継続したいと考えています。

また、桂川駅のk e i s e nまちプラザの看板については、嘉穂総合高校にデザインを依頼し、製作したところです。今後も、嘉穂総合高校との連携を模索しながら、施設の活用拡大を図ってまいります。

次に、農業振興の一環として、農地利用計画を明確化する地域計画の策定が求められています。農地や農道、水路などの農業環境保全のための多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用した地域の取組を継続して支援してまいります。

なお、新規就農者には、県や農協と連携し、育成総合対策事業を活用し、就農の自立・定着を支援するとともに、農産物の販路開拓や特産品開発等の促進を図ってまいります。

次に、県営事業として取り組んでいます桂川中学校の横の七浦ため池の改修につきましては、令和6年度は工事用道路の整備に着手する予定です。ため池の機能回復が早期に実現できるよう努めてまいります。

次に、令和6年度の保育所の受付状況は、2月22日現在で368名の申込みがあり、全員受け入れができる状況にあります。

次に、町立土師保育所の園舎については、桂川幼稚園と土師保育所を統合し、幼保連携型の認定こども園として開設するため、桂川小学校運動場の東側に隣接する旧町営住宅土居団地跡地を建設予定地として、令和6年度に基本・実施設計を、令和7年度に工事着手、令和8年4月の開園を目指して取り組んでいきたいと考えています。

また、吉隈保育園の新園舎建設については、令和6年3月に着工、令和7年2月の開所予定で、令和7年4月に保育園から認定こども園に運営形態を変更する計画が進められています。

小規模保育施設まめだ保育園は、ゼロ歳から2歳児を対象とする保育園で、桂川駅の南側、町道山崎上深町線の隣接地に完成し、本年4月から開園されることになっています。

次に、昨年4月に施行されたこども基本法及び昨年12月に制定されたこども大綱に基づき、子ども施策を総合的に推進するための桂川町こども計画の策定に取り組めます。

計画策定に当たっては、令和5年度に実施しました実態把握調査の結果を活用し、こども基本法のこども大綱を勘案しながら、子ども・子育て支援事業計画や子ども・若者計画等を包含し、

一体的なものとして策定したいと考えています。

次に、水道事業については、昨年、一部地域において濁り水が発生し、多大なる御迷惑をおかけいたしました。改めて、おわびを申し上げます。今後の対策として、配水状況の解析を行い、その結果に応じ必要な措置を講じてまいりたいと考えています。

また、浄水場においては、安定的な水の供給のため、緩速ろ過池の更正工事を行い、配水池については、新たな配水池設置の準備のため必要な調査費を予算計上していますのでよろしくお願い致します。

次に、学校給食費については、物価高騰による食材の値上がりが続いていることから、従来の給食費では児童生徒に必要な栄養価を維持していくことが困難であるため、本年度の3学期から月500円分を上乗せしているところです。なお、現在は、国の交付金の活用により本年3月まで町が全額補助しています。

町の給食費補助については、令和5年度は児童生徒1人当たり月額500円に引き上げていますが、令和6年度は月額500円から1,000円に増額し、物価高騰による食材費上昇分が保護者の負担にならないようにしたいと考えています。

次に、桂川中学校では、校舎の一部において照度不足が生じています。このことから、校舎全体の照明器具をLED化に更新するための予算を計上しています。

次に、社会教育事業では、子どもから高齢者までが学ぶ楽しさや知る喜び、心の豊かさなどの生きがいを求める学習ニーズに応えるため、学習の機会や成果を生かせる場の提供に努めます。また、けいせん「夢・人・未来塾」アンビシャス広場をはじめ、町全体で子供たちを見守り、育てる環境づくりに取り組みます。

社会体育では、健康増進と生涯スポーツの振興を推進するため、スポーツ推進委員や体育協会と連携し、「ひとり1スポーツ」の普及に取り組んでまいります。

このため、これまで運動をしてなかった方はもとより、一度離れてしまった方に再度スポーツを楽しんでいただく発信が必要だと考えています。

町立図書館では、絵本を介して親子の心の絆を育むためのブックスタート事業を継続して行うとともに、桂川町の自然や歴史、文化等を紹介する郷土カルタを制作し、郷土愛の育成、地域・土地とのつながりの回復、人と人とのコミュニケーションの回復に役立てたいと考えています。

また、桂川町歴史講座の開設や小学生図書館体験講座、電子図書館利用教室等を開催し、学校と連携した事業を推進していきます。

人権・同和問題は、社会情勢の変化とともに多様化し、複雑化しているため、様々な人権同和問題について正しく学ぶ必要があります。このため、本町では、福岡県同和問題啓発強調月間に合わせて街頭啓発、人権講演会、人権啓発パネル展などを行い、秋には、人権・同和問題地域懇

談会を実施しているところです。

今後も、同和問題をはじめ、あらゆる差別を許さない、人権文化のまちづくりを目指して取り組んでまいります。

次に、王塚古墳は、令和2年度に策定した保存活用計画に基づき、作業を進めているところです。令和4年度に石室の現状調査を行い、令和5年度は石室前室の鋼管支柱の改善に取り組んでいます。令和6年度は、照明器具及び応力計、温湿度計の改善に取り組むとともに、石室の公開日の拡大について検討を進めてまいります。

また、令和6年9月は王塚古墳発見90周年、11月には王塚装飾古墳館開館30周年を迎えます。王塚装飾古墳館において記念の企画展を開催したいと考えています。

次に、一般会計予算について、概略の説明をいたします。

まず、令和5年度桂川町一般会計補正予算（専決第3号）は、補正額1億9,890万1,000円を追加し、予算の総額を67億5,510万6,000円と定めたものです。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受けて実施する非課税世帯への給付事業費や、医療・福祉施設物価高騰対策事業費、水道基本料金の半額免除事業費、学校給食材料費高騰対策補助金を計上しています。

次に、令和5年度桂川町一般会計補正予算（専決第4号）は、補正額6,594万円を追加し、予算の総額を68億2,104万6,000円と定めたものです。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を受けて実施する住民税均等割のみ課税世帯への給付及び低所得世帯の子ども給付事業費を計上しています。

次に、令和5年度桂川町一般会計補正予算（第5号）は、補正額1,104万8,000円を減額し、予算の総額を68億999万8,000円に定めようとするものです。今回の補正の主なものは、戸籍の附票システム改修業務委託料や子どものための教育・保育給付費負担金の増額のほか、森林環境整備基金積立金の計上及び7月の梅雨前線豪雨に係る災害復旧費の減額計上をしています。

次に、令和6年度一般会計予算について御説明いたします。

総務省が示しました令和6年度の地方財政対策の概要は、「極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、子ども・子育て施策の強化等に対応するために必要な経費を充実して計上するとともに、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、社会保障関係費や民間における賃上げ等を踏まえた人件費の増加を適切に反映した計上等を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。

また、歳入面においては、経済財政運営と改革の基本方針2023等を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、令和5年度地方財政計

画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生じることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講ずることとする」とされたところです。

このような状況の下、本町の令和6年度予算は、対前年度比12.9%増の65億6,369万4,000円に定めようとするものです。

それでは、予算の主な内容について御説明いたします。

まず、歳入予算の1款町税は、固定資産評価替えの影響等により、前年度比0.4%減の11億8,340万5,000円を計上しています。

次に、11款地方交付税については、令和6年度地方財政計画における国全体の総額は18兆6,671億円で、前年度比1.7%増とされています。

本町の場合、普通交付税は前年度の決定額から1.2%減の19億7,283万4,000円を見込み、当初予算額には19億845万6,000円を計上しています。また、特別交付税は、令和4年度決定額を基に約25%減の2億円を計上しています。

18款寄附金では、ふるさと応援寄附金を前年度と同額の1億円を計上し、当面の目標値として取組を強化していきたいと考えています。

19款繰入金は、財政調整基金のほか、それぞれの設置目的に沿った繰入れを行い、財政調整基金については2億7,000万円、また、公共事業整備基金は9,030万円を計上しております。

22款町債では、私立吉隈保育園の新園舎整備や町が新設を進める認定こども園の調査・設計に係る起債など2億787万3,000円を計上しています。

次に、歳出については、2款総務費において、ふるさと応援寄附金に係る事業費やマイナンバーカードの普及促進費等のほか、新規事項として議場の音響等のシステム更新費や自治体DXに係るアナログ規制点検・見直し委託料、新総合行政システム移行委託料、自治体公式LINE構築業務委託料及び継続事業として「新修・桂川町誌」の編さん事業費などを計上しています。

また、3款民生費では、主として、障がい者・高齢者・児童などに関する社会保障関係費を計上しています。新規事項では、私立吉隈保育園の新園舎整備に係る補助金や町が新設する認定こども園の調査・設計費のほか、老朽化した土師二集会所の解体工事費などを計上しています。

4款衛生費では、主に、各種の予防接種やごみ処理など、日常生活における健康で衛生的な生活環境を保持するための関係経費を計上し、5款労働費では、嘉麻・桂川広域シルバー人材センター委託料や若年者専修学校等技能習得資金貸与金などを計上しています。

6款農林水産業費では、新規就農者育成総合対策事業補助金や水利施設改修事業費、県施工の七浦ため池改修に係る負担金のほか、ロボット田植え機導入に係る補助金を計上し、7款商工費

では、商工業の振興や消費者行政に関する経費のほか、Keisenまちプラザの運営経費などを計上しています。

8款土木費は、道路橋梁の維持・改良費や、町営住宅土師団地の解体事業費などを計上するとともに、空き家等対策計画策定業務委託料を新規計上しています。

9款消防費では、町消防団の組織運営・装備充実に係る経費のほか、前年度の女性消防隊に続き、本年度は男性消防団員の福岡県消防操法大会出場に係る補助金を計上しています。

10款教育費では、小中学校における30人以下学級指導や習熟度別授業を行うけいせん学力アップ推進事業、土曜学習教室等の学力向上を図る取組のほか、セカンドスクール事業など、豊かな心を育む教育の推進に係る事業経費を計上しています。

新規事項では、中学校部活動の外部指導員に係る経費や土師一区、土師六区、桂ヶ丘区の公民館改修費補助金、桂川中学校の校舎照明LED化事業費、郷土カルタの製作費などを計上しています。

以上が、一般会計予算の概要でございます。

物価高騰の影響や社会保障関係費の増加が見込まれる厳しい財政状況の中、地域社会の維持・再生や新たな住民ニーズ等、様々な行政課題への対応が求められています。限られた財源で最大の事業効果が得られるよう努めてまいりますので、議員の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

なお、本日御提案します議案は、同意案件が1件、専決処分の承認が4件、町道路線の変更、廃止及び認定に関するものが1件、条例等の一部改正が1件、条例の一部改正が8件、令和5年度補正予算が1件、令和6年度の一般会計及び特別会計予算が6件、報告2件の計24件でございます。

人事案件につきましては、私から、その他の議案等につきましては、担当課長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。行政報告、施政方針及び提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

---

### 日程第3. 総務経済建設委員長報告

○議長（林 英明君） 閉会中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました道路の管理についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 閉会中の付託事件審査である道路管理について、総務経済建設委員会の審査結果を報告いたします。

1 2月議会定例会を終え、本議会まで延べ4回の委員会を開催いたしました。

笹尾2号線道路災害復旧工事については、崩壊した擁壁の撤去作業が終わり、ブロック積み工事に入る状況ですが、例年にない悪天候が続き、地盤に水分を多く含んでいることから掘削に時間がかかる状況となっております。これにより、工事進捗は3月の年度末をまたぐ可能性も出てきておりますが、現場及び周辺住民の皆様の安全対策を重視し、工事に取り組む指摘してきたところではあります。

また、本年、23か所の工事予定のうち、20か所が完了しており、災害を除く残りの箇所もほぼ完了しております。

当委員会は、現地調査を行い、舗装修繕の未整備箇所の調査を行っており、来年度に行うべき優先箇所の指摘を行っております。この中には、各行政区長からの要望箇所もあり、緊急性・安全性を検討しながら、優先して施工する必要がある箇所を指摘していく予定です。

したがって、引き続き閉会中の継続審査をお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、道路管理については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

---

#### 日程第4. 文教厚生委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、文教厚生委員会に付託しておりました保育・教育環境整備及び奨学金制度の調査研究についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 文教厚生委員会に付託されています保育・教育環境整備、奨学金制度の調査研究について報告します。

1月22日は、筑穂中学校の近くにあるフリースクール「みんなのおうち」を訪問しました。不登校の児童生徒の状況や心情についても教えていただきました。みんなのおうちでは、子どもが生き生き、のびのびと学習していました。桂川町も不登校児童生徒が増えています。フリース

クールの必要性を感じています。

2月22日は、体育館周辺の環境調査を行いました。さらに、大将陣公園横の廃棄物処理場建設予定地にも行きました。ペットボトルなどのごみがあります。撤去することが必要です。

今後とも、保育・教育環境整備、奨学金制度の調査のために視察や調査が必要です。つきましては、継続審査をお願いします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、保育・教育環境整備及び奨学金制度の調査研究については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

---

#### 日程第5. 議会広報委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、議会広報委員会に付託しておりました議会広報の編集及び発行についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○議会広報委員長（下川 康弘君） 議会広報委員会に付託されています議会広報の編集及び発行について、当委員会の報告をいたします。

12月定例会後、3回の委員会を開催いたしております。

この間、議会広報の編集及び発行について協議を行い、本年2月6日に第45号を発行いたしました。

当委員会では、引き続き「けいせん議会だより」第46号を発行するため、継続審査をお願いします、当委員会の報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託された

いとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

本定例会に上程された案件は、同意1件、承認4件、議案17件、報告2件であります。

同意第1号、承認第1号から承認第4号までは本日即決していただき、議案第1号から議案第11号については、本日、質疑を受けた後に各常任委員会に付託いたします。議案第11号については、12日の本会議で採決を行い、議案第1号から議案第10号については、21日に採決を行います。議案第12号から議案第17号までについては、本日説明を受け、12日の本会議で質疑を受けた後に、各常任委員会に付託いたします。4日間で審議をしていただき、21日の本会議で採決を行います。

それでは、日程に従い、順次上程いたします。

---

#### 日程第6. 同意第1号

○議長（林 英明君） 同意第1号桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 同意第1号桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明いたします。

本町の固定資産評価審査委員会委員の八児賢一氏は、本年4月9日をもって任期満了を迎えられますので、引き続き、同氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

八児氏は、住所は福岡市中央区薬院四丁目15番10の408号で、昭和40年4月5日生まれの58歳でございます。住所を福岡市に移されていますが、地方税法の規定により、固定資産評価審査委員会の資格要件としては、市町村税の納税義務者となっておりますので、問題はないことを確認しています。

八児氏の経歴等については、別紙に参考資料として添付していますので、参考にしていただきたいと思います。

八児氏は、平成元年3月に八幡大学——現在の九州国際大学経営経済学部を卒業され、平成元年4月から株式会社新出光に入社、平成4年5月に同社を退職後、株式会社オリオンガスに入社

され、平成6年9月に専務取締役役に就任、平成19年5月から代表取締役役に就任されています。現在58歳で、心身ともに健康であり、本町の固定資産評価審査委員会委員として、その職務を全うしていただけるものと確信しています。

御審議の上、御同意賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をすることのないように御注意願います。

それでは、質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 同意第1号です。固定資産評価審査委員の選任ということです。

それで、私もこの議案書を見ましたときに、今までは気がつかなかったんですけど、住所が福岡市になっているということで、この委員になるための資格はどんなものかということで私も調べました。そしたら、納税者でなければならないということがほかの自治体でもありました。桂川町で調べたんですけど、私がどうしても見つけることができなかったの、このことを聞きたいと思いましたが、今、町長の説明で、彼は納税義務者になっていると、そういうふうにおっしゃいましたけれど、福岡市に住んでいて桂川町税を納めるようにできるんですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） いわゆる町民税とかじゃなくて、先ほど言いますように、市町村税です。市町村税の中には幾つか種類があるんですけども、その中に固定資産税が含まれます。ですから、いわゆる固定資産税の納税義務者ということです。町民税ではございません。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 固定資産税を納めていたら、ここに委員になれるんですね。そうですか。条例にはそれは書いてあるんですか、桂川町の固定資産のその委員には。調べたら、固定資産委員会のことがずっと書いてあるんですけど、委員になれる資格とか、そういうものが、私、探したけど見つからなかったんです。すみません。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 町の条例ではなくて、これは地方税法に定められております。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） よその自治体は、条例に書いてあったんです。桂川町は、条例じゃないということなんですね。よく分からないけど、分かりました。

それとあと一つ、お尋ねしたいのは、この評価委員の人数は、大体何人いらっしゃるんですか。

○議長（林 英明君） 総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 評価委員は、3名でございます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りします。本件は、同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

---

#### 日程第7. 承認第1号

○議長（林 英明君） 承認第1号桂川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定の専決処分承認を求める件についてを議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。山本住民課長。

○住民課長（山本 博君） 承認第1号桂川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書6ページをお開きください。

提案理由は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、桂川町手数料徴収条例の一部を改正する必要性が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

改正概要につきましては、戸籍証明書や除籍証明書の広域交付事務の追加、出産届、婚姻届などの届書等情報の証明、閲覧事務の追加、新規の事務として、戸籍証明書や助籍証明書に替えて、行政機関で戸籍情報を閲覧することのできるパスワードを発行する戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務の追加によるものです。

議案書7ページをお開きください。

改正内容について御説明申し上げます。

桂川町手数料徴収条例別表中12の項では、戸籍証明書、除籍証明書の広域交付事務の追加に伴う関係条文等の追加や整理、同表14の項では、電子化された届書等情報の閲覧事務を追加し、

同項を16の項に、同表13の項では、同じく電子化された届書等情報の証明事務を追加し、同項を15の項とし、それぞれ関係条文等の追加や整理を行っております。

8ページをお開きください。

13の項として、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に関する項を追加し、1通当たり400円。

9ページをお開きください。

14の項では、除籍電子証明書提供用識別符号の発行に関する項を追加し、1通当たり700円としています。

それぞれに、自ら取得する場合や該当する戸籍証明書もしくは除籍証明書と併せて取得する場合には、手数料は徴収しないこととしております。

なお、新旧対象表につきましては、議案書10ページから14ページのとおりです。

また、附則につきまして、この条例は令和6年3月1日から施行するものです。

御審議の上、承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

以上、簡略ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。

承認第1号桂川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定を承認できませんので、その理由を発言いたします。

今回の手数料徴収条例の一部改正をする条例の制定議案は、戸籍証明書の広域交付と戸籍電子証明書提供用識別符号等通知書の交付を行うことによる手数料の規定の追加と調整を行うものであります。

行政の事務の効率化のみならず、戸籍証明等を本籍地以外の市町村でも取得できるなど、町民の利便性の向上を図ることを目的ととしていますが、そもそも、この条例改正の根拠となった戸籍法の一部を改正する法律についての概要を示した法務省民事局の資料には、法律の成立までの経緯に、戸籍などの公共性の高い分野を中心にマイナンバーの利用範囲拡大の方向性を明らかにするなどの記載があります。

マイナンバー制度は、徴税強化と社会保障給付抑制を目的に、国が国民の情報を厳格に掌握することを狙った仕組みであります。

戸籍法の改正でマイナンバー制度への参加を柱にした制度設計を行い、マイナンバーの利用をさらに広げることは問題と考えるため、私はこの本議案に反対をいたします。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより承認第1号を採決いたします。起立により採決いたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、承認第1号桂川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

ここで暫時休憩します。今回は11時10分から始めます。

午前10時59分休憩

-----  
午前11時10分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

#### 日程第8. 承認第2号

○議長（林 英明君） 承認第2号令和5年度桂川町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書15ページ、承認第2号令和5年度桂川町一般会計補正予算（専決第3号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年12月22日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内のファイル①令和5年度一般会計12月専決予算書（第3号）で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,890万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億5,510万6,000円と定めたものでございます。

次に、7ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

11款1項1目地方交付税は、359万1,000円の追加、普通交付税を財源調整により追加計上しております。

次に、8ページ、15款2項1目総務費国庫補助金は、1億9,531万円の追加、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加計上でございます。

次の9ページから歳出でございます。

3款1項1目社会福祉総務費1,806万9,000円の追加は、住民の生活、健康を支える医療・福祉等のサービスを提供する施設に対する医療・福祉施設物価高騰対策事業に係る事務費及び補助金の追加計上、14目物価高騰対応重点支援給付金給付費1億7,079万1,000円の追加は、次の10ページにかけまして、物価高騰の影響を大きく受けられます住民税非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付事業に係る事務費及び給付金の追加計上でございます。

次の11ページ、4款3項1目上水道総務費843万6,000円の追加は、住民、事業者に対する水道料金の基本料金の半額減免に係る水道事業会計繰出金の追加計上、12ページ、10款6項1目共同調理場費160万5,000円の追加は、学校給食材料費高騰対策補助金の追加計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号令和5年度桂川町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

---

## 日程第9. 承認第3号

○議長（林 英明君） 承認第3号令和5年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）の選挙処分承認を求める件についてを議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 承認第3号について御説明申し上げます。

議案書16ページをお願いいたします。

本承認は、令和5年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）についてでございます。

本会計予算において、補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方知事法第179条第1項の規定により、令和5年12月22日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書にて御説明いたします。

予算書フォルダー内の②令和5年度水道事業会計12月専決予算書（第1号）にて説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

第2条は、当初予算の第3条で定めました収益的収入及び支出のうち、収入におきまして、財源の組み替えを行うもので、補正前の水道事業収益2億2,177万4,000円の額の変更はございません。

内容につきましては、4ページからの補正予算説明書で御説明させていただきます。

4ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入におきまして、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益843万6,000円の減額、同じく2項営業外収益、6目ほか会計補助金843万6,000円の増額は、物価高騰の影響を受ける水道利用者の負担軽減を図るため、基本料金を半額免除するための関係経費によるものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決いたします。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号令和5年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

---

#### 日程第10. 承認第4号

○議長（林 英明君） 承認第4号令和5年度桂川町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書17ページ、承認第4号令和5年度桂川町一般会計補正予算（専決第4号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年2月7日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内のファイル③令和5年度一般会計2月専決予算書（第4号）で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,594万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億2,104万6,000円と定めたものでございます。

次に、5ページをお開きください。第2表繰越明許費でございます。

3款1項社会福祉費の低所得者給付定額減税一体支援事業6,594万円、今回補正しました予算全額につきまして、期間的に年度内の進捗度合いを見通すことが困難なことから、令和6年度にも執行できるようにするための措置でございます。

次に、8ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

15款2項1目総務費、国庫補助金は6,594万円の追加、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加計上でございます。

次の9ページ、歳出でございます。

3款1項15目低所得者給付定額減税一体支援事業費は6,594万円の追加、住民税均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て世帯に対する低所得者給付定額減税一体支援事業に係る事務費及び給付金の追加計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 補正予算書の9ページのところで、一番最後に扶助費として6,300万円上がっています。その説明のところで低所得者支援、これは分かりました。しかし、その次に、定額減税補足給付金と書いてございます。低所得者は均等割のみ課税された方々にお金を渡すということなんでしょうけど、その次の定額減税補足給付金というところがよく分かりません。もう一度、説明をお願いします。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 先ほどの定額減税の補填の分につきましては、この後に予定されている分になります。それが一体として、今、されておりますので、国の指示でこの低所得者の給付と定額減税が一体で進んでいるように幅広といいますか、どちらでも対応をできるような予算計上にするようにという指示がありましたので、そういうことにしております。

○議長（林 英明君） よろしいです。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決いたします。

お諮りします。本件は承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号令和5年度桂川町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

---

### 日程第11. 議案第1号

○議長（林 英明君） 議案第1号町道路線の変更、廃止及び認定についてを議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 議案第1号町道路線の変更、廃止及び認定について御説明いたします。

議案書18ページをお開きください。

本件につきましては、新しい6階建ての二反田団地A棟及びB棟が建設された部分に既存の町道路線がございましたので、これらを変更及び廃止するものです。

また、令和5年度の民間宅地分譲開発の整備完了に伴い、敷地内道路が町へ移管されておりますので、これを町道認定するものです。

18ページから19ページにかけて変更する路線、廃止する路線、認定する路線を表記しておりますが、この後、参考資料で説明いたします。

19ページの下段に表記しております本件の提案理由でございますが、二反田団地A棟及びB棟の建設に伴い、建物の敷地として取り込まれた道路としての機能を失った路線の始点位置の変更及び町道路線の廃止、また、開発行為に伴う道路の移管により、道路法上の道路としての路線を認定するため、道路法第10条第3項及び第8条2項の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

次の20ページをお開きください。

変更する路線は、二反田団地4号線、5号線、6号線でございます。

変更前後の延長幅員については、表に記載のとおりでございます。

下段の位置図の青い矢印の部分の区間を廃止し、赤い部分のみの路線に変更するものでございます。

次の21ページ、参考資料2をお願いいたします。

廃止する路線名は、二反田団地8号線です。当路線については、二反田団地A棟敷地内にあり、地図上の青い区間を廃止するものでございます。

次の22ページ参考資料3をお願いいたします。

場所は、桂川駅南側第一豆田に当たります。

新しく認定する路線でございますが、路線番号636、スモモ・古ヤシキ線、延長234.3m、平均幅員6.75mでございます。

次の23ページ、参考資料4をお願いいたします。

場所は、土居地区桂寿苑の東側にあたります、路線番号637、子ヤ・チサノ木線、延長71m、平均幅員6mでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第1号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

### 日程第12. 議案第2号

○議長（林 英明君） 議案第2号桂川町消防団員の定員、任用、分限、懲戒及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書24ページをお願いいたします。

議案第2号桂川町消防団員の定員、任用、分限、懲戒及び服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由でございますが、本町消防団員の確保のため、桂川町消防団員の定員、任用、分限、懲戒及び服務等に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

次の25ページに条例案、26ページに新旧対照表を掲載しております。

議案書25ページをお願いいたします。

主な改正内容について御説明いたします。

全国的に消防団員の減少による地域防災力の低下が懸念されている中、本町における消防団員の確保を円滑に進め、合理的で機能的に活動する消防団とするための条例改正でございます。

第2条の定数につきましては、本町独自の幹部団員等を12名削減し、女性消防団員2名など、役職なしの団員を4名増員し、定数を220名から212名の8名減とするものです。

第3条、第4条では、町内居住者及び勤務者等でなければ消防団員に入団できませんが、近隣自治体に居住し、本町消防団に入団したいなど、潜在的な入団希望者の入団を受け入れるための条例改正を行っております。

この条例は、令和6年4月1日から施行するとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません、今、説明を聞いたときに、私は消防団員が少なくなって大変だということで増えるのかなと思ったら、これは8人減る、これの理由は本町消防団の団員確保のためと書いてあるんですけど、減らすんで確保のためというのがよく分からないんですけど、確保だから増えるのかなと思ったんですけど、減らしてあるんですよ、その理由を。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） まず、令和5年度当初の団員数が、現在204名と定数よりマイナス16名の定数に足りてないような状況でございます。そのような状況の中で、複数いる幹部団員の整理を行い、合理的で機能的な消防団を目指す一方で、不足する消防団員は、今回、町内勤務者や町内居住者以外の潜在的なところを確保するというで門戸を開いて解消に努めていくような条例にしております。現在、定数を満たしているのに団員を削減すれば団員の確保につながらないということになるかと思いますが、現在、定数に満たしておりませんので、そこを減らしていきながら、潜在的な入団者を確保していきながら団員数を保っていくというような条例改正をしております。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） その説明だけでは、私、よく分からないんですけど、先ほど課長がおっしゃいました、何か令和5年度には人数がマイナス16だった、それをマイナス8にするのかなと思ったんですけど、何か増やすような減らすような、よく分からないんですけど、また後で課長のところに直接聞きに行きます。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 今のも整理した分がというところなんだろうとは思いますが、別件です。第3条で、「ただし団長が特に必要と認めるときはこの限りではない」と、つまり、ほかのところからいいですと、潜在、そういった消防団員がいるんじゃないかと、実際にいるのかが1点。

それから、第4条3項、6月以上かな、居住地を離れて生活するものはできないっち、こっちは書いてある。ここは齟齬があるような気がするが、団長が認めたら4のところも関係ないということですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 今回、団長が特に必要と認める場合はということにつきましては、例えば、桂川町内に今居住していらっしゃる方で、消防団に入ってらっしゃいます。その方が近隣の飯塚市、嘉麻市に転出した場合は、消防団から抜けないといけない。あまり遠方であれば、消防団員に幾ら在籍したいと言っても緊急時にはこちらのほうに駆けつけることができませんので、団長と協議の上、こちらのほうに駆けつける時間等も勘案したところで、必要な場合は認めるということで、この条文のほうを今回追加をしております。

欠格事項につきましては、6か月以上居住地を離れということになりますので、例えば単身赴任等で長期遠方のほうに行かれる方については、6か月以上居住地を離れる場合については、団員から今回外していくというような形で、一旦団員の整理も含めてこのような形にしております。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） だったら、具体的に言えば、桂川町の近くにおいて消防団出て、継続して桂川町の消防団に当たりたいという人が6か月以上経ったときはどうなるんですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 今回は欠格事項で「本町内の居住地を外れ」ところを外しておりますので、まず、本町内から6か月外れてしまえば、今までだと嘉麻市、飯塚市とか近隣に行けば必然的に行けなくなってしまう、その整合性を取るために今回欠格事項で本町内というところを取っております。（「矛盾していません」と呼ぶ者あり）

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 先ほどの飯塚市であれば、飯塚市を6か月以上離れなければ、本来、本町内居住と、まずうちから出た場合も今まで駄目ということにしておりましたが、飯塚市であれば、飯塚市で6か月以上そこから外れた場合については駄目という形。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 課長にお尋ねします。

これ、確かこれは220の基準は桂川町の基準ですよ。それともう一つ、前回、消防団員の給与関係のところ、確かあれもう一つは総務省の基準か何かありましたよね。総務省じゃなかったかな、何かあると思うんです、国。その中で220、この16減らすという、減らしたのは、212にしたのはあれですか。1つはその構成比、今、各、飯塚市とか嘉麻市とかいろいろあの募集ののぼり旗というか、そういうものが立っていますけれども、あえて基本的には、前回のときにそういう総務省あたりが出してきた基準とかいろんなことを見ながら桂川町も扱っていくんだろうと思いますけれども、その構成比、例えば減らすことで構成比が、例えば団員の構成比が220としたときに、220おれば100%ですよ。それから、例えば、今であれば100%にならない、例えば90とか、勝手に言っていますけれども89とか、そういう構成比になるだろうと思うんです。そこを避けるためにしたわけじゃないんでしょう。そこが、何でかと言ったら、そういうところはきちっと整理していかないと、例えば団員数きちっとあっていますよというような感じのものではちょっと問題あるのかなと思うんです。だから、前回のとき、確か今議長が一般質問中でしていたと思うんですけれども、そのときもやはり構成比あたりが気になった部分があったんで、今回出たとき、私、今聞いた瞬間に、でも、あんまり構成比あたりは結構国の基準あたりに比べてたくさん取ってあるわけやから、そんなに構成比は気にする必要じゃないかなと、私が勝手に思いようかどうか知りませんが、回答をお願いします。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 今、御質問がありましたとおり、今回の定数減にいたしても国の基

準は十分満たしているような状況でございます。

改めて御説明申し上げますと、あくまでも本町が機能的に活動するための定数を消防団と見直した中での今回の上程ということで御理解を頂ければと思っております。

○議員（9番 原中 政廣君） 答えが少しおかしいのは、国の基準はもうはるかに超えているんです、それ分かっているでしょう。だから、結局、うちの町の基準に合わせているわけですけども、町長の言った部分は、そこら辺のところはこれ提案される中でどういうふうな論議がされて、例えば、もうこの人数で桂川町大丈夫ですという確定の中で、こういうやっぱり消防団員の方が頑張っているわけですから、これをお願いしますというふうな出し方のほうが、中身はそうだと、そういうふうにも思いますけども、はっきり今2名の方から質問を受けた中身がきちっと整理できてなかったから、ちょっと分かりにくいんです。だから、町長にあえてお聞きします。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

先ほどからちょっと説明しておりますけれども、いわゆる改正の条例は1つになっていますが、中身としては大きく2つに分かれているんです。

今、原中議員が御指摘のように、1つは人数の問題があります。この1つの人数の問題については、従来220人という定数に対して、実際的に100%に満たしていないという部分がありますが、この役員構成といいますか、団長を筆頭に副団長、そして、今、本部員という役職があります。こういった本部員という役職は、よその消防団にはないんです。桂川町独自のこれまでの歴史の中で、ずっとこう受け継がれてきたものです。消防団との話の中で、もうこの本部員については必要ないんじゃないかという話になりました。よって、本部員の分が数から減ることになります。また、その分について、女性消防隊の充実を図っていこうということで、先ほどの定数の変化につながっています。

その人数の分と、もう一つは、この団員の資格というのがあります。この団員の資格も先ほど総務課長が説明しておりますけれども、現実的な問題としては、今、若い団員が異動する、要するに住所地が変わる、これがもう割と頻繁なんです。正直申し上げます、私の内山田というところも消防団員がいますけれども、もう地元にいるのはもう2人か3人です。地元出身で飯塚市に勤めている、あるいは飯塚市に住んでいる、嘉麻市もそうですけども。ただ、やっぱりその団員についても、自分が消防団として所属するのはふるさとでありたいということもありますので、そういった意味で、そういう居住地あるいは勤務地がよその自治体であっても団員としての資格を認めるということです。

先ほど言いますように、ちょっと2つの要件が入っておりますので、ちょっとそこは使い分けをお願いしたいと思います。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 理解しました。実態に合ったような形の中で、できるだけ動きやすいように、ただ、構成比が100%構成しなければならないというような観点でされたわけではないということでは理解してよろしいですね。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。下川君。

○議員（2番 下川 康弘君） 1つだけ教えてもらいたいんですが、今の説明で桂川町から飯塚ないし嘉麻市に出た方は、団長が認めれば、団員と認めましょうと、じゃあ、逆に桂川に住んだこともない人が、飯塚の人が桂川に入りたいと、この場合はどうなりますか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 具体的には、やっぱりこう団長が認めるということになりますので、ケース・バイ・ケースにはなると思います。ただ、そのきっかけといいますかその動機があると思うんですねだからそこらへんはやっぱりそこでやっぱり検討していかないと、大くめでいいとか悪いとかということとはなかなか言いにくいと思います。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 僕、消防団入ったことないものでイメージができてないんですが、私のイメージは火事があったときに駆けつけるのが消防団やったんです。飯塚に住んじよって、内山田まで来るだけでももう焼けていますよね。つまり、何が言いたいかと言ったら、それだけじゃない仕事がいっぱいあるということなんですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） そのとおりです。例えば、火事が起こったとしても、一番先に駆けつけるのは大体地元の消防団であります。と同時に、消防署のいわゆる専門職員がおりますから、そこは駆けつけるのは当然なんです。問題は、火事の場合でもそうですけれども、後片づけとかそういうものは非常に人手がかかるんです。あるいは、火事じゃなくても水害とかの場合にしても、そういう人的な労働が必要な場合があります。

本町の場合でも、いわゆる大人数の手が必要な場合、やっぱり一番先にお願いするのが消防団であります。ですから、そういう意味では、早くは行けないかもしれないけれども、ちゃんと遅れてで駆けつけてくれる、そのことが大事だと思っています。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

### 日程第13. 議案第3号

○議長（林 英明君） 議案第3号桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書27ページ、お願いいたします。

議案第3号桂川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

提案の理由ですが、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことにより、会計年度任用職員等に勤勉手当を支給するため、関係する複数の条例を改正する必要性が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

次の28ページから29ページにかけて条例案、30ページから32ページにかけて新旧対照表を掲載しております。

議案書28ページ、お願いいたします。主な改正内容について御説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことにより、令和6年度より、会計年度任用職員等に勤勉手当を支給することが可能となったため、支給に関する必要な事項を定めるため、関係する複数の条例を一括して改正しております。

なお、本町における会計年度任用職員等の勤勉手当の支給月は、国が定めております定年前再任用短時間勤務職員の支給月0.4875月としております。

この条例は、令和6年4月1日から施行するとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 会計年度職員なんですけど、この今の基準に当てはまる会計年度職員さん、何名ぐらいですか。この会計年度職員、なかなか我々も分かりにくい部分はあるんですけども、臨時職員とかいろんな形の中で時間給で働いてある方とか、いろんな方がおられるようなと思います。それで、例えばこの勤勉手当なら勤勉手当支払う場合に、ただ、今、桂川町で数がある程度、正職以外の方が働いてあると思いますけれどもその数と、例えば、今度、勤勉手当に該当する、もし今分かればいいです、分からなければ、また後でもいいですから、きちっと確認しておきたいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 現時点の人数で換算いたしますと、対象となっております人数は、

フルタイムの職員が21名、パートタイムの職員が69名となっております。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） その他は総計で何名ぐらいおられるんですか。そうやっていただける人と、今度は逆に言ったら何もない人も出てくると思いますけれども、その数からいけば、分からなければ後でもいいです。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 今の人数が勤勉手当が支給の対象ということで、お願いいたします。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 支給される数は分かったんよ。例えば、逆を言ったら、結局、今度支払いを受けることができない方、いろいろパート職員おられるでしょう。全部で97か。ほかに、それに該当しない人も出てくるんでしょう、何人か。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 雇用の時点で基準月などがございますので、その条件に該当すれば、皆さん該当になりますので、今のところは、先ほど申しました現時点での21名と69名、全員が勤勉手当をもらえるような形になります。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） 分かりにくいんだけど、私が聞きたいのは端的に、いろんな形で働かれてある方で、ほとんどのの方がその勤勉手当なら勤勉手当を頂けるということを理解しているんですか。例えば、一応そういうことでもいいんですね。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 会計年度任用職員は支給するような形で、現在、準備を進めております。また、雇用の仕方で委託職員等がございますので、そこはまたちょっと別途、取扱いが変わってくるかと思っておりますので、今は会計年度任用職員の人数ということで御理解いただければと思います。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 今まで駄目だったが可能となったためという表現をされました。その今まで駄目というのは国がストップさせてやっていたんじゃないんでしょうが、可能になったためというのは、じゃあ、しないでもいいんですか。してほしいんで、うちの町ではするけど、しないでもいいんですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 令和2年度に会計年度任用職員が導入されました際には、地方公務員法や総務省の通知により勤勉手当を支給することができないという旨になっておりました。

今回、地方自治法の一部を改正する法律の改正により、総務省の通知により、令和6年度より会計年度任用職員についても勤勉手当を支給することができるという通知でございますが、本町では支給するという方向で、今回、条例改定をしております。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 原中さんも言われたけど、これ文教で結構問題になったんです。どうも、もともと入れるときは同一労働同一賃金というのがあった話なのに、どうも違うと、会計年度は安いばい、おかしい、そんな話は僕ら会計のどこの総務経済建設でないから分かんるところがあるもんで、そんなんがずっと論議がある中やから、みんな疑問を持っていたんです。

それで、質問なんですけど、まず、だから基本的に僕はしてほしいです、これは言っておきます。するためには、当然お金が要ります。90名分で大体年間幾らくらいになるのか。

それから、そのお金はちゃんと全額国から来ているのかどうか、もしくはそうじゃないのか、教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 国のほうからは理論的な数値で交付税が措置をされておりますが、必ずその金額がイコールというわけではございません。

すみません、ちょっと増額がどれくらい上がるかにつきましては、すみません、ちょっと現在手持ちがありませんので、また委員会等でも御説明させていただけたらと思っております。

○議長（林 英明君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） そしたら何%くらい来ているかというのも併せてお願いいたします。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません、私も質問いたします。

この文言を見たときに、これ会計任用職員の給与というふうに書いていましたから、私は当然給料も上がるもんだと、なぜならば、昨年度、正職員は給料が上がっています。でも、桂川町におきましては、会計任用職員さんの給料は上がらない、なぜかというとな条例がこう違うんだと、一つ一つだからというふうに私は説明を聞きました。だから、当然、今年度、会計任用職員さんが昨年の4月に遡って給料が上げられるものだと思ったんですけど、ここでは勤勉手当のみが書かれております。勤勉手当というのは給料のほかの付属する手当のことでしょう。給料全体のことではないんですよ。もし、これが給料全体でなく、ただの何々手当というようなそんな感じのものであるならば、給料はなぜ、この議案に上がってこないんですか。なぜ上げないんですか。おかしいと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 令和6年度からの給与につきましては、給与表の改定が済んでおりますので、会計任用職員の給与も上がるようになっております。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） そしたら、会計任用職員の給与は、昨年度は上がっていませんよね。でも、今度、令和6年度で昨年度に遡って上がるわけですか。去年聞いたときには確かそういうふうにおっしゃいました。正職員だけしか上がらないと。そして、次は、来年です、会計任用職員は上がるというふうにおっしゃったから、私は当然上がるものだと思っていたんですけど、じゃあ去年から上がっていたんですか、会計任用職員の給与も。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 質問は遡及のことかと思います。遡って給与を支払うのかという御質問、遡及のお話だと思いますけど、今回は遡及をせずに、令和6年度からの給与表の改定により、令和6年度からの給与が新しく増額になるということになります。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） おかしいと思います。正職員は去年上がっていて、会計任用職員は令和6年度から給与が上がるというのはおかしいと思います。先ほど柴田さんがおっしゃったように、同一労働同一賃金であるならば、当然、会計任用職員の方々も、昨年度に遡って上げるべきだと思います。よその自治体は、正職員と会計任用職員の条例が一緒らしくて、同じように上がっているんです。桂川町は何か条例の関係で年度が違うというふうにおっしゃいました。今、課長がおっしゃったように、正職員は昨年度、12月でしたか、上がったときに4月に遡って支給すると。しかし、今の課長の答えでは、会計任用職員は令和6年度に上がると。それでは、ちょっと私の聞き間違いかも分かりませんが、そういう理解であるならば、私はおかしいと思います。会計任用職員の方々も、昨年4月に遡って支給されるべきだと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 今回は、勤勉手当の条例改正ということで上程をさせてもらっております。給与の件につきましては、この場では御意見ということで承らせてもらってよろしいでしょうか。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 今回の議案は勤勉手当ということだけど、じゃあ給料はまた別で上げてくるということですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 今回の議会では、上程はいたしません。御意見として承らせていただければと思っております。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 御意見だけだったら、去年の分がカットされるわけでしょう、会計任用職員さんは。それはおかしいと言っているから、それを支給するように何らかの手を打ってほしいと思います。本年、6年度からは改定されて上がってくるかもしれないけれど、去年1年分の正職員と会計任用職員に差をつけるということはおかしいと思います。だから、そこら辺をきちっと是正してほしいと思います。今回は勤勉手当だからということじゃないと思います。

○議長（林 英明君） それは別の形で言ってください。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。ここで暫時休憩します。再開は1時からお願いします。

午前11時59分休憩

-----  
午後1時00分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

総務課長より、先ほどの質問に対し発言がありますので、それを許可します。横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 先ほど御質問がありました国の会計年度任用職員勤勉手当の財政措置といたしましては、令和6年度の地方財政計画の中で全体で約0.2兆円計上されております。その0.2兆円の中から、地方交付税の中に包括的に算入されるような形になりますので、本町での勤勉手当分としての金額は分からないというところが実情でございます。

なお、勤勉手当としまして、令和6年度に会計年度任用職員の予算計上としまして1,511万2,000円を計上しております。

また、基準に満たずに勤勉手当がもらえない会計年度任用職員が9名ほどおります。

以上でございます。

---

#### 日程第14. 議案第4号

○議長（林 英明君） 議案第4号桂川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書33ページをお願いいたします。議案第4号桂川町個人番号

の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、桂川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

次の34ページから35ページにかけて条例案、36ページから40ページにかけて新旧対照表を掲載しております。

議案書34ページをお願いいたします。主な改正内容について御説明いたします。

本条例で引用いたします行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、デジタル庁からの通知に基づき、必要な文言の整理を行う条例改正を行っております。

この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第4号は、会期中、総務建設委員会に付託いたします。

---

### 日程第15. 議案第5号

○議長（林 英明君） 議案第5号桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 議案第5号桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書41ページをお開きください。

初めに、提案理由でございますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の交付及び町営住宅二反田団地の住宅を解体したことに伴い、桂川町営住宅条例の一部を改正する必要が生じたため、本条例案を提出するものです。

42ページをお開きください。次の42ページの条例改正の内容でございますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正により、令和6年4月1日より、配偶

者からの暴力を受ける被害者への保護命令制度が拡充され、被害者と共に住む相手に対し、住居から退居することを命じることができる退居等命令の内容が新たに追加されたものです。

42ページ以下、44ページまでは桂川町が管理する町営住宅の名称、建設年度、種別、構造、床面積を表記しております。

45ページをお開きください。45ページからは、今回の桂川町営住宅条例の改正に係る新旧対照表をつけさせていただいております。

45ページの入居者の資格について、第6条の左側の表の中を下って中間のところの（ア）のところが改正点でございますが、配偶者暴力防止法第28条の2の追加は、これまで配偶者のみが対象であったものが、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も含める内容になっています。

また、（イ）の同法10条の2とあるのが、暴力を受ける被害者への保護命令制度が拡充され、被害者と共に住む相手に対し、住居から退去することを命じることができる退去命令の内容の追加となっております。

次の46ページをお開きください。表の下から9行目から3行目までの「削る」の表記は、令和5年度事業の二反田団地解体工事により、別表第1より削除をしております。

以下、47ページ、48ページの改正はございません。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようお願いいたしまして説明を終わらせていただきます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第5号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

### 日程第16. 議案第6号

○議長（林 英明君） 議案第6号桂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。永松保険環境課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 議案第6号桂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の49ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、町が回収する再生資源の所有権の明確化及び町が行っていない処理手数料に関する事項の削除に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決

をお願いするものでございます。

議案書50ページをお願いいたします。条例の改正内容について御説明申し上げます。

条例第4条第1項につきましては、「生活環境の保全上、支障がない方法で容易に処分できる一般廃棄物は自ら処分する」の文言を削り、「町が指定する袋やシールでの排出を町が指定する方法」というふうに改めるものでございます。

こちらにつきましては、リサイクルボックスの設置に伴い、排出方法が多様化したため改めるものでございます。

また、「指定袋」の文言を第1項にて削っておりますので、第2項中に新たに指定袋の定義を加え、「便槽等は町が行う」の部分を削ります。

次に、第8条の一般廃棄物の処理計画の次に（以下計画という）を加えますが、今回新たに加えます第15条に一般廃棄物の処理計画が再掲されますので、略称を追加するものでございます。

次に、第11条第1項中、別表第2を削除することに伴い表記を改めるものでございます。こちらにつきましては、本町が直営で実施していないし尿収集の料金表を削除するため、表記の変更をするものでございます。

次に、第13条中、別表第2の削除に伴い、別表第3を別表第2に繰り上げるものでございます。

次に、第14条の表題を「産業廃棄物」から「事業者の責務」に改め、同条中「産業廃棄物を自ら処理」という部分を削りまして、「事業に伴う廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」というふうに改めます。

こちらは事業活動におきまして産業廃棄物だけではなく、事業所等から出る一般廃棄物もございまして、産業廃棄物に限定せず事業活動に伴う廃棄物を事業所の責任において、適正に処理するように改めるものでございます。

次に、第15条を繰り下げ、新たに再生資源物の所有権の1条を追加いたします。こちらは、町がリサイクルボックスや通常のごみ収集によって回収する一般廃棄物のうち、新聞紙や段ボール、かん類や金属類といった再生利用を目的とした品物の所有権を町に帰属させることで持ち去り等の抑止を図るものでございます。

最後に、別表第2を削り、別表第3を別表第2に繰り上げます。

附則でございしますが、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

なお、詳細につきましては、52ページからの新旧対照表を御参照ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第6号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

---

### 日程第17. 議案第7号

○議長（林 英明君） 議案第7号桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。小金丸産業振興課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 議案書54ページ、議案第7号桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由といたしまして、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動の推進に伴い、桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

令和4年5月、農業経営基盤強化促進法の改正において、地域農業の将来の在り方について、農地利用の未来設計図となる地域計画を策定することが定められました。農業従事者の高齢化、担い手不足、有給農地の増加などの課題解決に向けて、今後、農地利用の最適化を推進していくことが求められており、農業委員会の活動が従来よりも活発になることが想定されます。

今回の条例改正は、農業委員会による農地利用の最適化活動に応じて交付される農地利用最適化交付金の範囲内で、農業委員会の報酬を月額に加えて事後的に上乗せして支給できるようにするために提案するものでございます。

議案書55ページから58ページに条例案を、59ページに新旧対照表を掲載しております。

それでは、改正内容について御説明いたします。

59ページの新旧対照表を御覧ください。別表中、報酬の欄に年額を加え、農業委員会の項に、「加算額 農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて県から交付される交付金の範囲内で町長が定める額」を加えております。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今、加算額のところで農地利用の最適化に係る活動及び成果の実

績ということで書いてありますけども、どういうふうな実績を計画されているかと、あと金額的に交付税といったとしても、やはり上限なり下限なりがあると思いますので、その2点を知らせてください。

○議長（林 英明君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） まず、活動の実績についてでございますが、農地利用の最適化ということで利用権の設定とか、あとは農地の集約化とか、そういった農地の使い方、そういったものの日頃の日常の活動ということになります。必ずしも、その利用権が設定されなくても、日頃の活動の日数、その辺が活動実績ということになってまいります。

金額につきましては、平均1人6万円、96万円を16人、農業員さんが12人、農地利用最適化推進員さんが4人いらっしゃいまして、計16人で96万円を計上する予定にしております。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 1人6万円と言いましたけど、年額、月々に渡すんじゃなくて一括でどこかの時点で渡すということの理解でいいんでしょうか。

○議長（林 英明君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） そのとおりでございます。

○議長（林 英明君） 大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） ここに書いてある加算の活動及び成果の実績に応じてというのとちょっとこう相反するようなことがあるんですけども、そこら辺はちゃんとしていただくという実態があると思いますけど、基準がここの文章で見よったら若干変わってくるかなと思ったけど、今、課長の話では年額一緒ということでございますが、これの評価というのはどうされる予定でしょうか。

○議長（林 英明君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 年度末に農業員さんたちから活動報告書を出していただきます。その活動日数に応じて、県のほうから最適化交付金が年度末に決定されます。それに依りて支給ということになりますので、年度末に一括加算額を支給するという流れになっております。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません、私、これ今説明も受けても一向に分からないんですけど、対照表も出してあるけれど同じ金額上がってあるし、幾ら支給されるのかと、今、大塚さんのとで1人6万円というから、1人6万円が16人、農業員が16人いらっしゃるわけなんです。それで6万円、それなのに何でこの表のあとに何か人権センターとか国民何とかずっと表が書いてあるわけじゃないですか。だから、農業員だけのことかなと思ったのに、いろんなことが書いてあるからよく分からないんですけど、何でこういうふうにならなくちゃいけないんで

すか。農業員のあれなんだろうと思ったんですけど、6万ということは分かりました。すみません、お願いします。

○議長（林 英明君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 議員がおっしゃっているのは、55ページから58ページの表のことだと思われます。これは別表を全て記載させていただいております。分かりやすいのは59ページの新旧対象表、これを御覧になっていただけると農業委員会の項目のところのところに文言が追加されているというところでございます。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） この59ページですか、これも見たんですけど、これ新旧が同じ額面が載っていますでしょう。ただ文言のところがそういうふうになんか違うということで、6万円という数字が全然上がってなかったからよく分からなかったんです。でも、大塚さんの質問で分かりましたけど、これどこで見るとですか。

○議長（林 英明君） 小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 59ページの新旧対象票につきましては、月額のところは従来からのものございまして変わっておりません。今回追加になるのが、年額の部分ということになります。（発言する者あり）6万円というのはあくまでも想定額でございまして、年度末の最適化交付金の交付額によってその範囲内で決まってくるというところですので、条例上はこのような文言にさせていただいているところでございます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

### 日程第18 議案第8号

○議長（林 英明君） 議案第8号桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。江藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（江藤 栄次君） 議案書60ページをお願いいたします。

議案第8号桂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

改正の理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣

府令及び母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、その改正内容に基づきまして本条例を改正するものでございます。

改正の概要、ポイントにつきまして御説明いたします。

1点目、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育所事業等は、保護者が利用する施設を選択するための要件となる運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担額等を示している重要事項について、書面掲示、配布の義務づけに加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する旨の規定の追加、2点目、本改正に伴う項の繰り上がり、3点目、改正に合わせて既存規定の補正、文言の追記、以上の3点となります。

議案書61ページをお願いいたします。改正の内容につきまして御説明いたします。

第15条第1項第2号中、同条第11項を同条第10項に改めます。

第23条中、「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回路に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改めます。

第36条第3項中、第6条第2項中の次に「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは、「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と鍵括弧を加えます。

附則として、本条例は公布の日から施行し、ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

議案書62ページから63ページに新旧対照表を記載しておりますので御参照ください。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第8号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

---

### 日程第19. 議案第9号

○議長（林 英明君） 議案第9号桂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 議案書 6 4 ページをお願いいたします。議案第 9 号について御説明申し上げます。

本議案は、桂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の理由といたしまして、水道法の一部改正に伴い、桂川町水道事業給水条例の一部を改正する必要が生じたので、この条例案を提出するものでございます。

議案書の 6 5 ページをお願いいたします。改正内容について御説明申し上げます。

社会資本整備や災害対応に関する水道整備管理機能の強化のため、所管を厚生労働省から国土交通省に移管するなど、水道法の一部改正により、桂川町水道事業給水条例の第 1 0 条第 1 項中、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものです。

次の 6 6 ページに新旧対照表を記載しております。

附則といたしまして、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上、簡略ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 9 号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

## 日程第 2 0 . 議案第 1 0 号

○議長（林 英明君） 議案第 1 0 号桂川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書 6 7 ページをお願いいたします。

議案第 1 0 号桂川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことにより、桂川町監査委員条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

次の 6 8 ページに条例案、6 9 ページに新旧対照表を掲載しております。

議案書 6 8 ページをお願いいたします。改正の内容について御説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことにより、本条例で引用する同法に条ずれが生じております。この条ずれを修正する条例改正となっております。

この条例は、令和6年4月1日から施行するとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第10号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

### 日程第21. 議案第11号

○議長（林 英明君） 議案第11号令和5年度桂川町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書70ページ、議案第11号令和5年度桂川町一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

本議案は、令和5年度一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内のファイル④令和5年度一般会計3月補正予算書（第5号）で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,104万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億999万8,000円に定めようとするものでございます。

次に、5ページをお開きください。第2表繰越明許費補正でございます。

2款3項戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳システム改修事業469万3,000円及び戸籍システム改修事業663万3,000円につきまして、現時点において国が定めるべきシステムの仕様が確定しておらず、ソフトウェア開発が滞っている旨の報告がありましたので、令和6年度に繰り越しして実施するものでございます。

次に、6ページをお開きください。第3表地方債補正でございます。

追加といたしまして、1事業債、防災対策事業債160万円の追加、また、変更といたしまして、2事業債、地域活性化事業債を1,160万円から1,260万円に、災害復旧事業債は2,900万円から1,650万円にそれぞれ記載限度額を変更、以上の補正を行うものでござい

ます。

次に、10ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

11款1項1目地方交付税は686万6,000円の追加、普通交付税を財源調整により追加計上しております。

次に、11ページ、15款1項1目民生費国庫負担金は764万1,000円の追加、私立保育園に係る子どものための教育・保育給付費国庫負担金の追加計上。

3目災害復旧費国庫負担金は2,067万1,000円の減額、7月の梅雨前線豪雨被害に係る公共土木施設災害復旧費国庫負担金の減額計上。

次の12ページ、2項1目総務費国庫補助金は220万円の追加、戸籍システム改修費国庫補助金の追加計上。

2目民生費国庫補助金は28万7,000円の追加、私立保育園等に係る一時預かり事業費国庫補助金及び性被害防止対策に係る設備等支援事業費国庫補助金の追加計上でございます。

次の13ページ、16款1項1目民生費県負担金は266万7,000円の追加、子どものための教育・保育給付費県負担金の追加計上。

次の14ページ、2項2目民生費県補助金は18万7,000円の追加、一時預かり事業費県補助金の追加計上。

5目農林水産業費県補助金は100万円の追加。千代ヶ浦溜池改修に係る農業農村整備事業費県補助金の追加計上。

9目災害復旧費県補助金は147万6,000円の減額、7月の梅雨前線豪雨被害に係る農林水産業施設災害復旧費県補助金の減額計上でございます。

次に15ページ、17款1項2目利子及び配当金は15万1,000円の追加、財政調整基金及び減債基金の運用益の追加計上でございます。

次に16ページ、22款1項1目農林水産業債は260万円の追加、千代ヶ浦溜池改修に係る国土保全対策事業債及び県施工の七浦溜池改修に係る防災重点農業用施設整備事業債の追加計上。

6目災害復旧事業債は1,250万円の減額、7月の梅雨前線豪雨被害に係る農地農業用施設補助災害復旧事業債及び公共土木施設補助災害復旧事業債の減額計上でございます。

次の17ページから歳出でございます。

なお、歳入予算の補正に伴う財源組替えにつきましては、説明を割愛しますのでよろしく願いいたします。

2款1項3目財政管理費は15万1,000円の追加、財政調整基金及び減債基金の運用益積立金の追加計上。

10目諸費は39万6,000円の追加、赤字補填額の決定見込みによる西鉄バス路線運行補助金の追加計上。

次の18ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費は220万円の追加、戸籍氏名の振り仮名対応に係る戸籍の附票システム改修業務委託料の追加計上でございます。

次に、19ページ、3款1項11目総合福祉センター費165万円の追加は、シロアリ防除委託料の追加計上。

次の20ページ、2項1目児童福祉総務費1,785万5,000円の追加は、子どものための教育・保育給付負担金私立保育園分、一時預かり事業補助金及び性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金の追加計上と、3目児童福祉施設費にかけまして前年度の国県補助金等の返還金の追加計上。

4目子育て支援費は27万5,000円の追加、定住自立圏病児保育事業負担金の追加計上でございます。

次に、22ページ、6款2項1目林業総務費は135万4,000円の追加、森林環境整備基金積立金の追加計上でございます。

11款2項1目農業災害復旧費は398万7,000円の減額、現年発生農地等災害復旧工事の減額計上。

次の24ページ、3項1目道路橋梁災害復旧費は3,099万円の減額、現年発生公共土木施設災害復旧工事の減額計上、いずれも7月の梅雨前線豪雨被害に係る補助対象事業費の減によるものでございます。

以上、簡略の説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 西鉄バスの路線運行補助金が39万6,000円プラスになっています。元が幾らだったか教えてください。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 当初予算では、525万3,000円を計上しておりました。

今回の足したところで564万9,000円になるかと思えます。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員

会に付託いたします。

---

## 日程第22. 議案第12号

○議長（林 英明君） 議案第12号令和6年度桂川町一般会計予算についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書71ページ、議案第12号令和6年度桂川町一般会計予算について御説明いたします。

本議案は、令和6年度一般会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内のファイル⑤令和6年度一般会計予算書で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ65億6,369万4,000円に定めようとするものでございます。

第2条継続費、第3条債務負担行為及び第4条地方債につきましては、8ページから13ページにて御説明いたします。

第5条は、一時借入金の借入最高額を7億円に定めようとするものでございます。

第6条は、歳出予算の流用につきまして、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合、同一款内での各項の款で流用ができるよう定めようとするものでございます。

次に、8ページをお開きください。

第2表継続費でございます。町誌編さん事業に係る業務委託費の5か年総額3,966万6,000円を定めようとするものでございます。

次の9ページには、支出予定額等に関する調書を掲載しております。

次に10ページ、第3表債務負担行為でございます。自治体基幹業務システムの標準化対応に係る戸籍情報システム改修事業につきまして、期間を令和6年度から令和7年度まで、限度額を1,005万4,000円に定めようとするものでございます。

次の11ページには支出予定額等に関する調書を掲載しております。

次に、12ページ、第4表地方債でございます。一般補助施設整備等事業ほか6事業の起債限度額、起債の方法等を設定しようとするものでございます。

次の13ページに、参考といたしまして地方債の各年度末における現在高の見込み等に関する

調書を掲載しております。

16ページをお開きください。

ここから歳入予算の概要について御説明いたします。

1款町民税1項1目町民税個人4億5,989万3,000円、2目町民税法人5,108万5,000円。

次の17ページ、2項固定資産税4億8,481万4,000円。

次の18ページ、3項軽自動車税4,841万円は、令和5年度の調定実績等を考慮し、計上しております。

次の19ページ、4項町たばこ税1億3,920万3,000円は、令和6年度地方財政計画の伸び率等を勘案し、計上しております。この地方財政計画の伸び率等を勘案する算出方法により、20ページ、2款1項自動車重量譲与税4,277万4,000円、2項地方揮発油譲与税1,326万9,000円、3項森林環境譲与税274万円、3款利子割交付金77万2,000円、4款配当割交付金589万4,000円、5款株式等譲渡所得割交付金731万8,000円、6款法人事業税交付金1,809万6,000円、7款地方消費税交付金2億8,152万6,000円、8款ゴルフ場利用税交付金1,766万4,000円、9款環境性能割交付金928万3,000円、10款地方特例交付金1,132万8,000円を計上しております。

次に、31ページ、11款地方交付税は21億845万6,000円を計上しております。うち、普通交付税につきましては19億845万6,000円の計上、令和6年度地方財政計画の分析や本町の動向等を勘案いたしまして、令和6年度の交付見込み額を前年度決定額からマイナス1.2%の19億7,283万4,000円としており、ここから財源留保額6,437万8,000円を差し引いたものでございます。

また、特別交付税につきましては、直近の実績値であります令和4年度決定額から約25%減の2億円で計上しております。

次に、32ページ、12款交通安全対策特別交付金177万7,000円は、直近の実績を勘案したものでございます。

次に、33ページ、13款分担金及び負担金1項1目民生費負担金6,149万8,000円は、各サービスの利用者数等を見込みました計上でございます。

次に、34ページ、14款使用料及び手数料1項使用料6,449万7,000円は、1目総務使用料から35ページ、36ページの6目教育使用料まで、各町有施設等の利用者数などを見込みました計上。

次の37ページ、2項手数料4,950万3,000円は、1目総務手数料から38ページの4目土木手数料まで、前年度実績等に基づき計上しております。

次に、39ページ、15款国庫支出金1項国庫負担金7億4,015万1,000円は、1目民生費国庫負担金から2目衛生費国庫負担金の説明欄に記載の各事業に係る国庫負担金の計上。

次の40ページ、2項国庫補助金4億2,657万6,000円は、1目総務費国庫補助金から41ページ42ページの5目教育費国庫補助金の説明欄に記載の各事業に係る国庫補助金の計上。

次の43ページ、3項国庫委託金291万6,000円は、1目総務費国庫委託金から3目農林水産業費国庫委託金まで、各受託事務に係るものの計上でございます。

次の44ページ、16款県支出金1項県負担金3億9,931万7,000円は、1目民生費県負担金から45ページの5目土木費県負担金の説明欄に記載の各事業に係る県負担金の計上。

次の46ページ、2項県補助金1億5,611万1,000円は、1目総務費県補助金から49ページの8目教育費県補助金の説明欄に記載の各事業に係る補助金の計上。

次の50ページ、3項県委託金2,319万7,000円は、1目総務費県委託金から3目教育費県委託金まで各受託事務に係るものの計上でございます。

次に、51ページ、17款財産収入1項財産運用収入566万3,000円は、前年度実績等を考慮しましたもの。

次の52ページ、2項財産売払収入653万9,000円は、旭ヶ丘団地1区画分の土地売払収入を計上しております。

次に、53ページ、18款寄附金1億円は、ふるさと応援寄附金の計上でございます。

次に、54ページ、19款1項基金繰入金3億6,295万2,000円は、各基金条例の設置目的に沿った繰入金の計上でございます。

次に、55ページ、20款繰越金6,000万円は、前年度繰越金の計上でございます。

次に、56ページ、21款諸収入1項延滞金加算金及び過料10万円は、町税延滞金の計上。

次の57ページ、2項町預金利子は1,000円の計上。

次の58ページ、3項貸付金元利収入5万円は、若年者専修学校等技能習得資金貸与金元利収入の計上。

次の59ページ、4項雑入1億9,244万8,000円は、1目弁償金2,000円の存置科目的計上と2目雑入1億9,244万6,000円、62ページまで記載しております説明項目の各収入につきまして前年度実績等を考慮し、計上しております。

63ページ、22款1項町債2億787万3,000円は、1目民生債から64ページの4目教育債まで説明欄に記載の各事業債の計上、5目臨時財政対策債は、令和5年度実績額に地財計画の伸び率を勘案しました計上、いずれも12ページで触れました第4表地方債の内訳を示すものでございます。

続きまして、歳出予算の概要について御説明いたします。

65ページ、1款1項1目議会費6,668万5,000円は、議員報酬や議会事務局の職員人件費、議会運営費等の計上。

次の66ページ、2目特別委員会費16万7,000円は、決算審査特別委員会及び新設の産業廃棄物処理事業に関する調査特別委員会に係る費用弁償を計上しております。

次に、67ページ、2款総務費1款1目一般管理費3億1,944万7,000円は特別職を含む職員人件費や総務一般管理に係る事務経費の計上。

次の70ページ、2目文書広報費558万6,000円は、県広報誌配布や法制執務等に係る経費の計上。

次の71ページ、3目財政管理費386万1,000円は財務事務に係る経費や財政調整基金、減債基金などの基金運用に伴う積立金の計上。

4目会計管理費556万円は、出納事務に係る経費の計上、新規事項といたしまして11節役務費手数料中に指定金融機関の公金取扱い見直しに伴います公金取扱手数料を計上、また、72ページの財務会計システム改修委託料、先ほどの公金取扱手数料を抑制するための振込件数集約化に係る経費を計上しております。

5目財産管理費7,519万4,000円は、庁舎等に係る管理経費の計上、新規事項といたしましては、73ページ、議場システム更新委託料を計上しております。

次の74ページ、6目企画費8,081万円は、ふるさと応援寄附金事業や移住定住奨励事業等に係る経費の計上。

次の75ページ、7目企画広報費599万1,000円は、広報「けいせん」の発行や公共放送dボタン広報等に係る経費の計上。

次の76ページ、8目土地対策費1万8,000円は、当該事務費の計上、9目電算管理費1億4,727万8,000円は、電算システムの保守経費等の計上、新規事項といたしましては77ページ、自治体DXに係るアナログ規制点検見直し支援業務委託料や自治体公式LINE構築業務委託料等を計上しております。

次の78ページ、10目諸費3,708万7,000円は、区長会や防犯外灯の関係経費のほか、嘉麻市バス利用料の半額を助成しますコミュニティ交通利用補助金や赤字バス路線の運行継続に係る西鉄バス路線運行補助金等を計上しております。

次の80ページ、11目公平委員会費8万2,000円は、当該委員会運営費の計上、12目防災諸費599万6,000円は、自主防災組織の運営費や防災行政無線システムの保守経費等の計上、新規事項といたしましては、8節旅費費用弁償及び10節需用費消耗品費中に町主催の総合防災訓練に係る経費を計上しております。

次の81ページ、13目町誌編さん事業費460万8,000円は、8ページの第2表継続費

で触れました5か年事業の初年度経費を計上しております。

次に、83ページ、2項1目税務総務費6,929万8,000円は、職員人件費や過誤納還付金等の計上。

次の84ページ、2目賦課徴収費1,440万3,000円は、税務事務に係る経費の計上、新規事項といたしましては各種税申告電子化導入業務委託料等を計上しております。

次に、86ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費5,398万1,000円は、職員人件費や戸籍住基ネット、マイナンバーカード関連事務等に係る経費の計上でございます。

次に、89ページ、4項1目選挙管理委員会費69万2,000円は、当該委員会運営費の計上、2目選挙常時啓発費は21万2,000円の計上、3目福岡県知事選挙費349万3,000円は、任期満了に伴う改選に係る事務費の計上、次の91ページ、福岡県議会議員一般選挙費は廃目でございます。

次に、92ページ、5項1目統計調査総務費2,000円、2目指定統計費96万8,000円は、統計事務関係経費の計上でございます。

次に、93ページ、6項1目監査委員費791万2,000円は、監査委員報酬や監査委員事務局の職員人件費、事務費等の計上でございます。

次に、95ページ、3款民生費1項1目社会福祉総務費2億1,371万9,000円は、職員人件費や福祉事業に係る助成金、国保特別会計への繰出金等の計上。

次の97ページ、2目障がい者福祉費7億5,538万8,000円は、障害者自立支援給付費や障害児通所支援給付費等の計上。

次の99ページ、3目老人福祉費3億1,959万9,000円は、職員人件費や高齢者福祉に係る助成金、後期高齢者医療特別会計への繰出金等の計上、新規事項といたしましては、10節需用費、印刷製本費としまして、70歳以上施設利用無料チケット印刷費を計上しております。

次の101ページ、4目重度障害者医療費5,348万1,000円、5目子ども医療費5,334万円。

次の102ページ、6目ひとり親家庭等医療費984万7,000円、7目未熟児養育医療費594万3,000円は、各医療扶助に係る経費の計上、8目介護保険事業費2億8,672万円は、職員人件費や福岡県介護保険広域連合負担金等の計上。

次の104ページ、9目介護予防事業費5,936万6,000円は、職員人件費や介護予防、日常生活支援、在宅介護支援等に係る経費の計上。

次の106ページ、10目地域包括支援センター事業費4,714万2,000円は、職員人件費や認知症地域支援、在宅医療、介護連携推進等に係る経費の計上。

次の109ページ、11目総合福祉センター費5,165万6,000円は、当該センターの管

理運営費の計上。

次の110ページ、12目男女共同参画費41万9,000円は、DV相談員の講師謝礼等を計上しております。

次に、112ページ、2項1目児童福祉総務費7億4,733万5,000円は、善来寺保育園、吉隈保育園等の私立施設に対する子どものための教育・保育給付費負担金等の計上、新規事項といたしましては、桂川町子ども計画策定支援業務委託料やまめだ保育園に対する子どものための教育・保育給付費負担金（小規模保育事業分）、また、113ページ、私立吉隈保育園の新園舎整備に係る桂川町旧吉隈保育所施設整備費補助金や就学前教育・保育施設整備交付金等を計上しております。

次の114ページ、2目児童措置費2億5,484万6,000円は、児童手当給付費の計上、この児童手当につきましては、給付対象の拡大により大幅な増額となっております。

3目児童福祉施設費8,521万1,000円は、学童保育所の運営費や児童遊園の管理費等の計上、新規事項といたしましては、115ページ、町営の子ども園新設に係る桂川町子ども園新設工事基本実施設計業務委託料や建設用地の測量調査等委託料を計上しております。

4目子育て支援費4,259万1,000円は、職員人件費や子育て支援センターひまわりのたねの運営費、飯塚市・嘉麻市との定住自立圏病児保育事業負担金等の計上。

次の118ページ、土師保育諸費……

○議長（林 英明君） ちょっとその辺で。

暫時休憩します。再開は2時10分からします。

午後2時00分休憩

-----  
午後2時10分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

小平課長、そのまま続きから。

○企画財政課長（小平 知仁君） 次の118ページ、5目土師保育所費1億7,324万5,000円は、職員人件費や保育所運営費の計上。新規事項といたしましては、119ページ、7節報償費、講師謝礼中に、ひらがな教室指導講師謝礼を計上しております。

次に、121ページ、3項1目国民年金費637万円は、職員人件費や事務費の計上でございます。

次に、122ページ、4項1目同和対策総務費1,274万2,000円は、同和対策推進費助成金等の計上。新規事項といたしましては、老朽化に伴います土師2集会所解体工事を計上しております。

2目人権センター運営費2,267万8,000円は、職員人件費や当該センターの管理運営費のほか、124ページ、2階大会議室等の空調設備更新工事を計上しております。

3目人権同和問題協議会運営費209万3,000円は、当該協議会運営費や学校人権同和教育推進委員会助成金等の計上でございます。

次に、126ページ、4款衛生費1項1目保健衛生総務費6,592万9,000円は、職員人件費や飯塚休日夜間急患センター運営費等の各種保健衛生事業に係る負担金補助金等の計上。新規事項といたしましては、127ページ、小児休日夜間急患センター運営費負担金、小児科の時間外診療が飯塚病院から飯塚市立病院に変更されることによるものを計上しております。

次の、128ページ、2目予防費6,134万5,000円は、職員人件費や各種予防接種に係る経費の計上。なお、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種関係経費につきましては、令和6年秋頃からの接種開始が予定されているところでございますが、詳細は未定のため本予算には計上せず、必要な時期に補正予算にて対応いたします。

次の129ページ、3目環境衛生費2,885万5,000円は、河川等の水質検査や、町管理の汚水処理施設に係る維持管理費、合併処理浄化槽設置整備等事業補助金等の計上。

次の130ページ、4目健康づくり推進費6,995万円は、職員人件費や各種検診委託料、出産子育て応援交付金等の計上でございます。

次に、135ページ、2項1目清掃総務費3億5,149万7,000円は、ごみ処理に関する各種委託料や、ふくおか県央環境広域施設組合負担金等の計上でございます。

次に、137ページ、5款労働費1項1目失業対策総務費988万1,000円は、職員人件費の計上。

次に、138ページ、2項1目シルバー人材センター委託援助事業費は、2,260万円の計上。2目職業訓練費259万9,000円は、若年者専修学校等技能習得資金貸与金等の計上でございます。

次に、139ページ、6款農林水産業費1項1目農業委員会費694万3,000円は、当該委員会運営費の計上。

次の140ページ、2目農業総務費5,021万4,000円は、職員人件費や農業用施設の維持管理費、有害鳥獣対策費等の計上。

次の142ページ、3目農業者年金費13万5,000円は、当該事務費の計上。

4目農業振興費2,687万3,000円は、新規就農者育成総合対策事業補助金など農業振興に係る経費の計上。新規事項といたしましては、144ページ、水田農業担い手機械導入支援事業補助金、認定農業者のロボット田植え機導入に係るものを計上しております。

5目畜産業費5,000円は、事務費の計上。

6目農地費4,542万2,000円は、職員人件費や水利施設等の改修事業費、県施工の七浦溜池改修に係る防災重点農業用施設整備事業負担金等を計上しております。

次に、146ページ、2項1目林業総務費210万5,000円は、森林保険料や森林環境整備基金積立金等の計上。

2目林業振興費97万9,000円は、森林環境譲与税を活用します森林調査業務委託料等の計上。

次の147ページ、3目荒廃森林整備事業費は452万8,000円の計上、県の交付金を活用するものでございます。

次に、148ページ、7款商工費1項1目商工総務費1,306万4,000円は、職員人件費や消費者行政経費、商工会助成金等の計上。

次の149ページ、2目商工振興費389万7,000円は、住宅改修事業補助金など商工振興に係る経費の計上。

3目観光費142万1,000円は、Keisenまちプラザの運営費や定住自立圏観光振興事業負担金等を計上しております。

次に、151ページ、8款土木費1項1目土木総務費2,097万5,000円は、職員人件費や町有地草刈り委託料、木造戸建て住宅耐震改修促進事業及びブロック塀等撤去に係る補助金等の計上。新規事項といたしましては152ページ、空家等対策計画策定業務委託料を計上しております。

次に、153ページ、2項1目道路橋梁総務費2,715万9,000円は、職員人件費や町道路線に係る道路台帳作成業務委託料等の計上。

次の154ページ、2目道路橋梁維持費は、8,001万8,000円は、桂川駅自由通路の維持管理費や道路橋梁維持修繕工事等の計上。新規事項といたしましては154ページ、12節委託料の測量調査等委託料中に、橋梁定期点検委託費を計上しております。

次の3目道路橋梁新設改良費は、6,636万6,000円の計上。本年度は、155ページの補償金、町道土居瀬戸線改良事業に係るもの、こちらの皆増等により、増額計上となっております。

4目交通安全対策費は、500万円の計上でございます。

次に、156ページ、3項1目都市計画総務費588万4,000円は、職員人件費や事務費の計上。新規事項といたしましては、都市計画総括図修正業務委託料を計上しております。

次の157ページ、2目、街路事業費301万5,000円は、建築行為等に係る道路後用地整備に関する経費の計上。

3目、公園費、1,493万3,000円は、都市公園、西田清流公園や、ゆのうら体験の杜な

どの管理運営費の計上。

158ページ、4目駐車場等費544万9,000円は、桂川駅前駐輪場、駐車場等に係る管理運営費の計上。新規事項といたしましては、159ページ、新紙幣及びインボイス対応のための桂川駅北側駐車場精算機更新工事を計上しております。

次に、160ページ、4項1目住宅管理費1,988万1,000円は、職員人件費や町営住宅の維持管理費、家賃滞納対策経費等の計上。

次の162ページ、2目住宅建設費は、4,168万1,000円の計上。職員人件費等のほか、本年度は、163ページ、土師団地解体事業費が新規計上されております。

次に、164ページ、9款消防費1項1目非常備消防費2億7,850万9,000円は、町消防団の活動費や、飯塚地区消防組合負担金などの計上。新規事項といたしましては、166ページ、男性消防団員の福岡県消防操法大会出場補助金を計上しております。

2目、消防施設費257万円は、消火栓改良工事費等の計上。3目水防費17万6,000円は、災害対応に係る経費の計上でございます。

次の167ページ、10款教育費1項1目教育委員会費270万3,000円は、当該委員会運営費の計上。

2目事務局費7,614万5,000円は、特別職を含む職員人件費や、スクールソーシャルワーカー報酬、学校支援地域本部の運営費、GIGAスクール推進事業委託料等の計上。新規事項といたしましては、169ページ、7節報償費、講師謝礼中に部活動外部指導者謝礼を計上。

また、170ページの土曜学習教室運営委託料、英語に特化したオンライン授業に係るものを計上しております。

次の171ページ、2項1目学校管理費5,086万1,000円は、桂川小学校の維持管理、運営費等の計上。

次の173ページ、2目教育振興費3,964万4,000円は、けいせん学力アップ推進事業や、少人数学級指導教育、就学援助、その他教育振興に係る経費の計上。新規事項といたしましては、174ページ、10節需用費、消耗品費中に、教科書改訂に伴う教師用教科書指導書等を計上しております。

次に、175ページ、3項1目学校管理費3,057万1,000円は、桂川東小学校の維持管理、運営費等の計上。

次の177ページ、2目、教育振興費932万3,000円は、けいせん学力アップ推進事業や、就学援助、その他教育振興に係る経費の計上。新規事項といたしましては、10節需用費、消耗品費中に、桂川小学校と同様、教科書改訂に伴う、教師用教科書指導書等を計上しております。

次に、179ページ、4項1目学校管理費6,025万4,000円は、桂川中学校の維持管理、運営費等の計上。新規事項といたしましては、180ページ、照明機器等LED整備工事等を計上しております。

次の182ページ、2目教育振興費4,145万6,000円は、けいせん学力アップ推進事業や、少人数学級指導教育、クラブ活動に対する補助金、就学援助、その他教育振興に係る経費の計上。新規事項といたしましては、パソコン教室、パソコン等撤去業務等を計上しております。

次に、184ページ、5項1目、桂川幼稚園費3,304万5,000円は、職員人件費や幼稚園の維持管理、運営費の計上でございます。

次に、187ページ、6項1目共同調理場費1億323万9,000円は、職員人件費や施設の維持管理費等の計上。新規事項といたしましては、188ページ、給食費の口座振替に係る学校徴収金収納業務委託料、また189ページ、照明機器等LED整備工事を計上しております。

次に、190ページ、7項1目社会教育総務費4,417万8,000円は、職員人件費や、社会教育・文化活動団体に対する助成事業等の計上。

次の192ページ、2目公民館費1,045万2,000円は、地域はつつらつ応援助成金など、地域公民館事業の関係経費の計上。

本年度は193ページ、地域公民館建設費補助金、対象は、土師1区、土師6区及び桂ヶ丘区、こちらが改造となっております。

3目青少年問題対策費117万円は、青少年の健全育成に係る経費の計上。

4目文化財保護費2,348万2,000円は、国特別史跡王塚古墳をはじめとする、町内文化財の保護・調査に係る経費の計上。今年度も引き続き、王塚古墳石室安定化検討等業務委託料を計上しております。

次の195ページ、5目住民センター費1,519万6,000円は、施設の維持管理費等の計上。

次の196ページ、6目王塚装飾古墳館費3,534万3,000円は、職員人件費、施設の維持管理費や企画展等に係る運営経費の計上。

次の199ページ、7目図書館費4,963万7,000円は、職員人件費や図書館の維持管理運営費の計上。新規事項といたしましては、200ページ、10節需用費、印刷製本費中に、郷土カルタ印刷費を計上しております。

次の201ページ、8目人権教育費565万2,000円は、職員人件費や人権啓発費等の計上でございます。

次に、203ページ、8項1目保健体育総務費512万1,000円は、スポーツ振興に係る経費や、町体育協会補助金等の計上。

次の204ページ、2目体育施設費724万6,000円は、武道場など社会体育施設の維持管理費等の計上。新規事項といたしましては、総合グラウンド、法面補修工事を計上しております。

次の205ページ、3目総合体育館費4,027万6,000円は、職員人件費や施設の維持管理運営費の計上。新規事項といたしましては、206ページ、老朽化に伴います非常用放送設備更新工事や、17節備品購入費としまして、ランニングマシン購入費を計上しております。

4目グラウンドゴルフ場費938万3,000円は、施設の維持管理運営費の計上。新規事項といたしましては、207ページ、17節備品購入費としまして、新紙幣対応のための自動券売機購入費を計上しております。

次の208ページ、11款災害復旧費1項1目鉦害復旧相談窓口費10万4,000円は、特定鉦害復旧対策の申出に伴う取り次ぎ事務費の計上。

次に、209ページ、12款公債費1項1目元金3億9,032万2,000円、2目利子1,897万1,000円は、令和5年度までの地方債借入金に対する元利償還金と、一時仮入金の償還利支の計上。

最後に210ページ、13款1項1目予備費700万円は、例年同様の計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） 先ほど説明をいたしました但、議案第12号から議案第17号までについては、本日説明を受け、12日の本会議で質疑を受けた後、各常任委員会に付託いたします。

---

### 日程第23. 議案第13号

○議長（林 英明君） 議案第13号令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。古野税務課長。

○税務課長（古野 博文君） 議案書72ページをお願いいたします。

議案第13号令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について御説明申し上げます。

提案の理由としまして、令和6年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を、地方自治法第211条の規定に基づき、本会議の決定に付するものでございます。

内容につきましては、タブレット予算書⑥にて御説明申し上げます。

予算書の2ページをお願いします。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175万8,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお願いします。歳入でございます。

1款県支出金1項1目住宅新築資金等貸付事業、県補助金23万4,000円は、住宅新築資金等貸付助成事業費県補助金を見込みにより計上しています。

8ページをお願いします。

2款事業収入1項1目住宅改修資金貸付金元利収入6万1,000円、2目住宅新築資金貸付金元利収入92万円、3目宅地取得資金貸付金元利収入52万9,000円。

9ページ、2項1目県住宅改修資金貸付金元利収入1万2,000円は、それぞれの実績を参考に貸付金の償還額を見込みにより計上しています。

10ページをお願いします。

3款繰越金1項1目繰越金1,000円は、前年度繰越金の存置科目をお願いしております。

11ページ、4款諸収入1項1目雑入1,000円は、民事執行予納金の還付の受入先として存置科目をお願いしております。

12ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費175万8,000円は、弁護士委託料や競売になった場合の与納金などの必要経費を計上しております。

以上、簡略ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### **日程第24. 議案第14号**

○議長（林 英明君） 議案第14号令和6年度桂川町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書73ページ、議案第14号令和6年度桂川町土地取得特別会計予算について御説明いたします。

本議案は、令和6年度土地取得特別会計予算を、地方自治法第211条の規定に基づき本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内のファイル、⑦令和6年度土地取得特別会計予算書で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

令和6年度予算の総額を歳入歳出それぞれ1,051万8,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお開きください。歳入でございます。

1 款財産収入 1 項 1 目利子及び配当金 1 万 8, 0 0 0 円は、土地開発基金預金利子の計上でございます。

8 ページ、2 款繰入金 1 項 1 目土地開発基金繰入金 1, 0 5 0 万円は、土地購入等に係る財源を当該基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、9 ページをお開きください。歳出でございます。

1 款総務費 1 項 1 目財産管理費 1 万 8, 0 0 0 円は、土地開発基金の預金利子積立金の計上でございます。

1 0 ページ、2 款 1 項 1 目公有財産取得事業費 1, 0 5 0 万円は、土地購入費及びその関係経費の計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

---

### 日程第 2 5. 議案第 1 5 号

○議長（林 英明君） 議案第 1 5 号令和 6 年度桂川町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。永松保険環境課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 議案書の 7 4 ページをお願いいたします。

議案第 1 5 号令和 6 年度桂川町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和 6 年度桂川町国民健康保険特別会計予算を、地方自治法第 2 1 1 条の規定に基づき本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙、予算書で御説明いたします。予算書フォルダーの⑧をお願いいたします。

予算書の 2 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6 億 7, 3 8 4 万 6, 0 0 0 円に定めようとするものでございます。

第 2 条では、一時借入金の借入れの最高額を 1 億円と定めるものでございます。

8 ページをお願いいたします。歳入でございます。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税は 2 億 1, 5 0 1 万 2, 0 0 0 円を計上しております。

9 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 2 目退職被保険者等国民健康保険税は 6, 0 0 0 円を計上しております。

1 0 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目督促手数料は 4 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

1 1 ページをお願いいたします。

3款1項1目災害臨時特例補助金は1,000円を存置科目として計上しております。

12ページをお願いいたします。

4款1項1目保険給付費等交付金13億1,207万2,000円は、桂川町の医療給付費の支払いとして、県から交付される普通交付金12億7,805万円、保険者努力支援制度や特別調整交付金として、県から交付される特別交付金3,402万2,000円となっております。

13ページをお願いいたします。

4款2項1目財政安定化基金交付金は1,000円を存置科目として計上しております。

14ページをお願いいたします。

5款1項1目利子及び配当金は、国民健康保険給付費等支払準備基金預金利子として12万円を計上しております。

15、16ページをお願いいたします。

6款1項1目一般会計繰入金は、1億4,547万1,000円を計上しております。

17ページをお願いいたします。

7款1項1目療養給付費等交付金繰越金及び2目その他繰越金は、それぞれ1,000円を存置科目として計上しております。

18ページをお願いいたします。

8款1項1目延滞金は、一般被保険者分と退職被保険者等分として合わせて10万1,000円、2目加算金も一般退職それぞれ1,000円、合わせて2,000円を存置科目として計上しております。

3款過料も1,000円を存置科目として計上しております。

19ページをお願いいたします。

8款2項1目預金利子は、1,000円を存置科目として計上しております。

20ページをお願いいたします。

8款3項1目特定健康診査等受託料も1,000円を存置科目として計上しております。

21ページをお願いいたします。

8款4項1目一般被保険者第三者行為納付金は100万円、2目退職被保険者等第三者行為納付金から、8目雑入につきましては、それぞれ1,000円を存置科目として計上しております。

22ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は22ページから23ページに記載しており、職員2名分の人件費並びに国保事務等に関する経費1,604万5,000円を計上しております。

23ページをお願いいたします。

1款1項2目国民健康保険団体連合会負担金は91万9,000円を計上しております。

24ページをお願いいたします。

1款2項1目賦課徴収費は39万9,000円を計上しております。

25ページをお願いいたします。

1款3項1目運営協議会費は60万円を計上しております。

26ページをお願いいたします。

1款4項1目医療費適正化特別対策事業費372万8,000円は、医療費適正化やレセプト点検等に関する経費でございます。2目収納率向上特別対策事業費は46万9,000円を計上しております。

27ページをお願いいたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は10億8,572万8,000円。2目一般被保険者療養費は1,345万4,000円。3目審査支払手数料は250万3,000円を計上しております。

28ページをお願いいたします。

2款2項1目一般被保険者高額療養費は1億6,107万8,000円、2目一般被保険者高額介護合算療養費は50万円を計上しております。

29ページをお願いいたします。

2款3項1目一般被保険者移送費は10万円を計上しております。

30ページをお願いいたします。

2款4項1目出産育児一時金は15件分750万4,000円を計上しております。

31ページをお願いいたします。

2款5項1目葬祭給付費は30件分90万円を計上しております。

32ページをお願いいたします。

2款6項1目傷病手当金は10万円を計上しております。

33ページをお願いいたします。

3款1項1目一般被保険者医療給付費負担金は2億4,078万2,000円を計上しております。

34ページをお願いいたします。

3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等負担金は8,438万2,000円を計上しております。

35ページをお願いいたします。

3款3項1目介護納付金負担金は2,569万円を計上しております。

36ページをお願いいたします。

4款1項1目保険衛生普及費は135万6,000円、2目疾病予防費は19万2,000円を計上しております。

37ページをお願いいたします。

4款2項1目特定健康診査等事業費は2,059万5,000円を計上しております。

39ページをお願いいたします。

5款1項1目国民健康保険給付費等支払準備基金積立金は、基金の預金利子積立金として12万1,000円を計上しております。

40ページをお願いいたします。

6款1項1目利子は、一時借入金利子分として20万円を計上しております。

41ページをお願いいたします。

7款1項1目一般被保険者保険税還付金は150万円、2目償還金は1,000円を存地科目として計上しております。

42ページをお願いいたします。

8款1項1目予備費は500万円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

---

## 日程第26．議案第16号

○議長（林 英明君） 議案第16号令和6年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。永松保険環境課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 議案書の75ページをお願いいたします。

議案第16号令和6年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和6年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。内容につきましては、別紙、予算書で御説明させていただきます。

予算書フォルダの⑨をお願いいたします。予算書の2ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,411万6,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料は、年金から納めていただく保険料で1億2,162万8,000円、2目普通徴収保険料は、納付書や口座振替により納めていただく保険料で、現年度分5,004万

1,000円、滞納繰越分60万円を計上しております。

8ページをお願いいたします。

2款1項1目督促手数料は、10件分1,000円を計上しております。

9ページをお願いいたします。

3款1項1目事務費繰入金は1,884万6,000円、2目保険基盤安定繰入金は7,019万8,000円を計上しております。

10ページをお願いいたします。

4款1項1目繰越金は230万円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

5款1項1目保険料還付金は、50万円を計上しております。

12ページをお願いします。

5款2項1目雑入は、1,000円の存置科目を計上しております。

13ページをお願いします。

5款3項1目延滞金も1,000円の存置科目として計上しております。

14ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、14ページから15ページにおいて記載しており、短時間勤務会計年度任用職員1名分と、職員1名分の人件費や郵便料として970万5,000円を計上しております。

16ページをお願いいたします。

1款2項1目徴収費は70万3,000円を計上しております。

17ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合の分担経費及び保険料等の納付として2億5,220万8,000円を計上しております。

18ページをお願いいたします。

3款1項1目保険料還付金は50万円を計上しております。

19ページをお願いいたします。

4款1項1目予備費は100万円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

---

## 日程第27. 議案第17号

○議長（林 英明君） 議案第17号令和6年桂川町水道事業会計予算についてを議題といたし

ます。

本案について内容の説明を求めます。秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 議案第17号について御説明申し上げます。

議案書76ページをお開きください。

本議案は、令和6年度桂川町水道事業会計予算でございます。本予算につきまして、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき本議会で議決に付するものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内の⑩令和6年度水道事業会計予算書にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

第2条、業務の予定量は給水戸数5,926戸、年間の有収水量は125万8,610m<sup>3</sup>、1日平均有収水量は3,448m<sup>3</sup>を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入の第1款水道事業収益では2億1,865万1,000円、支出の第1款水道事業費用では2億5,347万5,000円を予定しています。

3ページをお開きください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入の予定はありません。支出では3,606万8,000円を予定しています。また、収入が支出に対して不足している額3,606万8,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金3,450万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税、資本的支出調整額156万1,000円で補填するものです。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員の給与費7,032万5,000円を定めております。

予算内容につきましては、25ページからの令和6年度桂川町水道事業会計予算説明書にて説明させていただきます。

25ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益1項1目給水収益の2億786万円は水道使用料金、2目自宅工事収益1,000円は修繕料、3目その他の営業収益199万2,000円は各種手数料及び口径別納付金として、それぞれの調定見込額を計上しております。

2項1目受取利息及び配当金は、預金利息として34万9,000円、2目長期前受金戻入は723万4,000円。

26ページをお開きください。

4目雑収益は1,000円、6目ほか会計補助金は、水道施設災害復旧費国庫補助金として

1 2 1 万 3, 0 0 0 円を計上いたしております。これは、昨年 7 月に発生した笹尾 1 区の災害現場の水道復旧に伴うものでございます。

3 項 1 目過年度損益修正益 1, 0 0 0 円は、存置科目として計上いたしております。

次に、収益的支出でございます。

2 6 ページから 2 7 ページにかけてなります。

1 款水道事業費用 1 項 1 目原水及び浄水費 1 億 2, 2 2 5 万円は、浄水場に関わる経費で、主なものは職員 3 名分と会計年度任用職員 3 名分の人件費や、施設の維持・管理に伴う委託・修繕・動力費等に関するものと、次の 2 8 ページ、今回、工事請負費において、ろ過装置の機能を維持するため、土師、豆田浄水場緩速ろ過池の構成工事を計上いたしております。

2 目配水及び給水費 4, 1 4 9 万 4, 0 0 0 円は、給配水設備等に係わる経費で、主なものは、水道設備の維持・管理を担当する職員 2 名分と会計年度任用職員 1 名分の人件費、水道配水管の漏水調査委託料、修繕費等に関するもの。

次に、2 9 ページをお開きください。

今回、委託料において、水道・配水施設現況解析業務委託を計上しています。これは、昨年一部地域において濁水が発生したことにより、その対策として全町の管路・水圧・水量等を解析するもので、その結果を踏まえ、今後必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

3 目自宅工事費 1, 0 0 0 円は、材旅費を存置科目として計上しております。

4 目総係費 3, 4 2 8 万円は、経理事務全般に係わる庶務的経費で、主なものは職員 3 名分と会計年度任用職員 2 名分の人件費、検針員に対する委託料、口座振替手数料等でございます。

3 0 ページをお開きください。

5 目減価償却費 4, 0 4 6 万 5, 0 0 0 円は、浄水場の建物・構築物、機械及び装置等の減価償却費。

次の 3 1 ページ、6 目資産減耗費 2 0 4 万 2, 0 0 0 円は、機械及び装置等の除却費、7 目その他営業費用 1, 0 0 0 円は、存置科目をそれぞれ計上いたしております。

次に、2 項 1 目支払利息及び企業債取扱処費 3 0 9 万 8, 0 0 0 円は、企業債借入金利息、2 目消費税 8 8 4 万 2, 0 0 0 円は、消費税見込み額、3 目雑支出 1, 0 0 0 円は、存置科目。3 項 1 目過年度損益修正損 1, 0 0 0 円は、存置科目、4 項 1 目予備費、予備費として 1 0 0 万円をそれぞれ計上いたしております。

3 2 ページをお開きください。

資本的収入及び支出です。収入についての予定はありません。

支出でございます。

1 款資本的支出 1 項 1 目メーター費 3 4 万円は、メーター機の購入費として、2 目建設改良費

654万5,000円は、工事請負費として土師浄水場（2号施設）取水管改良工事及び委託料として配水池基礎調査業務委託、4目固定資産購入費1,029万1,000円は、浄水場等に関わる機械及び装置の購入費、水利権購入費等によるものでございます。

33ページをお開きください。

2項1目企業債償還金1,789万2,000円は、企業債借入金の元金分。

4項1目予備費、予備費として100万円をそれぞれ計上いたしております。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようお願いいたしまして提案説明とさせていただきます。

---

### 日程第28．報告第1号

○議長（林 英明君） 報告第1号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてを議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 報告第1号専決処分について御説明いたします。

議案書77ページをお開きください。

本報告については、令和5年9月18日に発生した、町が管理する道路上の車両損害事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、令和5年11月30日付で専決処分しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次の78ページをお開きください。

損害賠償の額は3万8,535円です。

1、事故発生の日時、場所でございますが、令和5年9月18日月曜日、午後7時桂川町大字瀬戸13番地付近道路、町道瀬戸日ノ隈1号線でございます。

2、相手方の住所氏名については、個人情報保護の観点から非公開とさせていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

3、事故の概要ですが、上記日時、場所にて、自転車で相手方が走行中、道路に陥没があり気づかず陥没箇所を走行し、タイヤが陥没箇所にはまり、体が前に投げ出され怪我をされました。

4、損害の状況については、自転車転倒による頭・手・膝等をけが、自転車のハンドル、タイヤホイールが曲がり、タイヤが破れる損害でございます。

5、事故発生の原因については、町道におけるアスファルト舗装に幅4センチほどのひび割れがあったため、これに走行中の自転車のタイヤが挟まり、体が前方へ投げ出され怪我をされた状況でございます。

6、示談の内容については、（１）この事故に係る過失割合は、町５０％、相手方５０％です。（２）双方の割合に基づき町は物的損害額３万８,５３５円を相手方に、７９ページお願いします。支払いいたしました。（３）双方は、本件事故について、今後いかなる事情が発生しても裁判上、または裁判外において一切の異議申し立て、または請求をしないとしております。

7、損害額及び賠償負担額でございますが、治療費１万８,２１０円、通院交通費１万６,２８０円、入通院・慰謝料２万５,８００円、自転車修理費１万６,７８０円、合計７万７,０７０円です。

桂川町と相手方の負担区分は、それぞれ５０％で、令和５年１１月３０日にこれを桂川町が相手方に３万８,５３５円を支払うことで示談を取り交わしたものです。

以上、簡略な説明でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。原中君。

○議員（９番 原中 政廣君） 質問いたします。今回、この損害賠償の額を定めること及びこれに伴う扱いが２件、実は出ておりますけれども、今、課長から説明があった分に関しては、過失の割合が５０対５０ということですね。町がこうして５０％取るちゃ、意外と厳しい状態なんですけれども、相手方にも、よく分かりませんが、道交法とかいろんな意味で、若干の過失があったということだろうと思うんですけれども、そういうことで認識してよろしいですか、それでいいですね。

そしたら、もう一件お尋ねします。

実は、この２件出たことによって、私も地元とか何箇所か課長のほうに、こういう事故が起こってもおかしくないですよという報告を差し上げました。そしたら早速、職員さん見えて現地確認していただいて、「本当に危ないですよ」ということで、「早速取り掛からなければなりませんよ」ということだったんですね。

今後、こういう問題起こってくると思うんで、これ建設課だけじゃなくして、例えば社会教育でもそう思うんですけど、いろんなうちの場合は、建物なんか分かれていますけれども、そうしたときに区長さんからいろんな形のことか上がってくるだろうと思うんですけれども、現実的に、今現在こうした危険箇所、危険箇所という表現の仕方が大げさですけども、注意しなければならぬ案件、それは建設課、または総務課、社会教育でも結構ですけども、ある程度把握はされていますか。把握されてあれば、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 道路上のアスファルト陥没等については、その発見次第早急にそういった補修の対応をしている状況でございます。そういう陥没とは別に道路が狭いとか、ちょっとガードレールがないとか、こういったところについては、ちょっと優先度を検討しまして、

年度予算で対応に当たっているという状況でございます。

○議長（林 英明君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） いろいろ老朽化とかいろんな問題の中で、区長さん、また住民の方々からこういう問題が提起されると思います。そうした場合に、各課それぞれ別れなくて私は現地を必ず確認していただいて、その中で時期を選ばれるといいと思いますけれども、何となく手元に置いて処理すること自体はよくないと思うんですね。

これをしたということを言っているんじゃないんですけれども、私はそういう、町長のほうからも、そうした面ですね、各課に対して特に町で言えば生命・財産守ると、これは基本中の基本であると思いますんで、その部分を手を抜くということはない、これはもう建設課だけのことを言っているんじゃないで、各課全体にわたって自分のところに上がってきたら、現地をきちっと確認していただくということで、今後お願いしたいと思っておりますけれども、町長いかがですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御指摘のとおりだと思います。ただいま課長が説明しましたけれども、課長会等においても、毎回ではありませんけれども、折に触れてそういった状況があれば報告をするようお願いをしているところでございます。

○議長（林 英明君） よろしいですか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すいません、2点ほどお伺いします。この報告書によりますと、その金額であるとか、発生日時、それから事故発生の現場なんか書かれておりますけれど、この方は何歳ぐらいの方なんですか、若い方なのか、あまり年寄りではないと思うけれど、年齢によっては後遺症とかそういうものがあるかな、一切申し立てはしないとなっているけど、そのところがちょっと案じられます。

それとあと一つは、こういう事故があった場合に、その事故に遭われた方が役場の方に申し出てくるわけですか。そしてそのことによってその事故があったということで現場検証して、こういう話合いに応じるんですか。多分、そういう事故に遭ってもそういうことを自己責任、自分の責任だとそういうふうにして申請しなかったら、これは何もないってことになるんですかね。そのところがちょっとよく分からないので教えてください。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 被害者の相手方については高校生ということで年齢は18歳か17歳かすみません。事故の報告でございますけれども、相手方からの申し出によって、こういった被害があったということの連絡に基づいて町のほうで調査して、この被害額等の確認をして対応したという状況でございます。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） そしたら自己申告はないで、自分の責任だというふうになしに思って、まさかこれ役場の責任だよとかそんなことを考えなかったら、そのままスルーと  
いいですか、行くんですよ。事故を申告した場合に役場が出て行って、きちっとその因果関係  
を見て役場にも責任があるとか、そういうことを見るんでしょう。だから申告しなかったら、例  
えばそこでこけていても、申告しなかったらこういう措置は取られないわけですね。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 桂川町役場のほうにそういった情報が、申し出られなかった  
ケースについては、ちょっとそういった状況、事故の対応ということができないと。そういった  
可能性もないことはないというふうに考えております。

○議長（林 英明君） よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（林 英明君） 報告第1号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてを終  
わります。

---

## 日程第29. 報告第2号

○議長（林 英明君） 報告第2号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてを議  
題といたします。

本件について内容の説明を求めます。平井学校教育課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 議案書81ページをお願いいたします。

報告第2号の専決処分について御説明いたします。

本件は、令和5年11月22日に発生した車両事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれ  
に伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により令和5年12月25日に専決処  
分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

82ページをお願いいたします。

本件の内容について御説明いたします。

損害賠償の額は5万7,288円でございます。事故発生の日時は令和5年11月22日水曜  
日午後0時で、場所は、桂川町大字土居552番地、桂川小学校敷地内でございます。

損害賠償の相手方の住所及び氏名につきましては、個人情報保護の観点から非公開とさせてい  
ただいておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

事故の概要は、事故発生場所である桂川町が管理する桂川小学校裏門から車で通過する際、門  
扉下レールの割れていたモルタルが外れて跳ね上がり、車両のスライドドア部分が破損したも  
のでございます。

損害の状況については、記載のとおりでございます。

事故の発生原因は、門扉下のレールのモルタルが、度重なる車両の通過により破損していたため、また町が管理する学校敷地内の裏門は歩行ではなく車両での通過を行っていたため、破損部分に気がつけなかったこと、定期的に目視による安全点検を実施しておりますが、門扉箇所の点検が不十分だったことでございます。

83ページをお願いいたします。

示談の内容につきましては、この事故に係る過失割合は町100%、相手方ゼロ%で、双方の割合に基づき町は相手方の物的損害額5万7,288円を相手方に支払うということ。また双方本事故については、今後いかなる事情が発生しても裁判上、または裁判外において一切の異議申し立て、または請求しないという内容でございます。

7に、損害額及び賠償負担額区分、84ページに、8、事故現場見取り図を掲載しておりますので御参照ください。

なお、本件の賠償額につきましては、町が加入する全国町村会損害賠償保障保険により全額支払いは完了いたしております。

今後、このようなことがないように管理に努めてまいります。簡略ではございますが、報告第2号の説明を終わらせていただきます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） これは文教で平井課長が説明なさったあの分だと思うんですけど、私、現場に行ってみました。どういうことかなと思って見たんですけど、車から降りてなかったから全然分かんなかったんですけど、このモルタルが外れてたというのは、もうちゃんと塗ってきちっとしたんですか。

○議長（林 英明君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） もう修理は完了しております。

○議長（林 英明君） よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

報告第2号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についてを終わります。

---

○議長（林 英明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後 3 時15分散会

---